

参 考 資 料

(予算執行調査の反映状況)

(令和 8 年度予算政府案)

令和 8 年 1 月
財務省主計局

【 目 次 】

	頁	頁	
(1) 【内閣府】災害救助費等負担金（仮設住宅の早期供与等）	1	(17) 【農林水産省】森林・林業担い手育成総合対策	17
(2) 【内閣府】沖縄科学技術大学院大学学園関連経費	2	(18) 【農林水産省】漁業構造改革総合対策事業	18
(3) 【内閣府】産後ケア事業	3	(19) 【農林水産省】小麦・大豆の生産の実態	19
(4) 【総務省】女性消防吏員の更なる活躍推進	4	(20) 【経済産業省】独立行政法人日本貿易振興機構による新輸出大国コンソーシアム事業及び越境EC等利活用促進事業	20
(5) 【法務省】医療専門施設等の整備の適正化	5	(21) 【経済産業省】ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金	21
(6) 【デジタル庁】情報システムの効果検証（外務省情報システム）	6	(22) 【国土交通省】道路メンテナンス事業補助制度	22
(7) 【外務省】無償資金協力（うち政府間で交換公文を締結するもの）	7	(23) 【国土交通省】自動運転社会実装推進事業	23
(8) 【財務省】酒類業振興支援事業費補助金	8	(24) 【国土交通省】特定都市河川浸水被害対策推進事業	24
(9) 【文部科学省】国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（建造物・史跡）	9	(25) 【国土交通省】離島振興事業	25
(10) 【文部科学省】私立大学等経常費補助金（定員割れ私立大学の経営改善の取組等）	10	(26) 【国土交通省】国際クルーズ旅客受入機能高度化施設整備事業等	26
(11) 【文部科学省】博士課程学生への経済的支援（次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING））	11	(27) 【環境省】特定外来生物防除等対策事業	27
(12) 【文部科学省】競技力向上事業	12	(28) 【防衛省】民間船舶の運航・管理事業（PFI船舶）経費	28
(13) 【厚生労働省】小児・AYA世代のがん患者等の妊娠性温存療法研究促進事業	13	(29) 【防衛省】企業にインセンティブを与える契約制度	29
(14) 【厚生労働省】障害福祉サービス等	14	(30) 【各府省】SNSの運用に係る経費	30
(15) 【厚生労働省】国民健康保険組合療養給付費補助金等	15	令和7年度予算執行調査の令和8年度予算案への反映額一覧	31
(16) 【厚生労働省】認定職業訓練実施奨励金	16	(注) 計数については、精査の結果、異同を生じる場合がある。	

(1) 災害救助費等負担金（仮設住宅の早期供与等）

(単位:百万円)

府省名	調査主体	令和7年度予算額	令和8年度予算案	増▲減額	反映額
内閣府	本省調査	2,840の内数	2,840の内数	—	—

事業の概要	令和6年能登半島地震では、被災者のニーズを踏まえつつ、6,882戸の多様なタイプの仮設住宅を建設し、住宅を失った方々等の生活再建を図ってきた。一方、平成28年熊本地震と比較すると、仮設住宅の建設に多くの日数（およそ1.5倍）を要した。 本調査では、令和6年能登半島地震において、仮設住宅の建設に長期の時間を要した背景を探り、より迅速に仮設住宅を提供する方法を検討する。

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 建設候補地の選定について

令和6年能登半島地震における仮設住宅の供与については、特に被害の大きかった地域では、地盤の亀裂や建設候補地までの道路の断絶等により、あらかじめ選定していた建設候補地では不足し、変更又は追加を余儀なくされた市町もあり、通常の建設工期に比べ多くの日数を要する結果となつた。

このため、今後発生が危惧される南海トラフ地震・首都直下型地震等を見据え、各自治体においては、建設候補地について最新の災害リスク情報等を踏まえて再検証を行うとともに、ライフラインが寸断される場合に備えて上下水道の分散型システムの活用等についても検討を進めるなど、事前の備えを徹底すべきである。

2. 協定締結の促進について

事前に災害時の支援協定を建設業団体等の各協会と締結することで、発災時における仮設住宅の建設がスムーズに行われることから、都道府県は複数の協会と協定を締結すべきである。

3. 災害対応車両登録制度の活用について

令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、令和7年6月より「災害対応車両登録制度」が運用開始された。十分な数のムービングハウス・トレーラーハウス等が登録されれば、各自治体は、発災時に利用可能な車両の情報を即時に把握できるようになる。内閣府は、当該制度の周知徹底、十分な登録数確保に向けた基準の設定や当該車両に対応した仮設住宅制度等の柔軟な運用、自治体や業者が利活用しやすい環境整備を図ることで、早期供与が可能かつ費用面でも優位性のあるムービングハウス・トレーラーハウス等の利用促進を図るべきである。

反映の内容等

- 建設候補地の選定について
- 協定締結の促進について
- 災害対応車両登録制度の活用について

内閣府において、令和7年7月に「災害救助事務取扱要領」を改正した。本要領では、

- 仮設住宅の建設候補地は災害リスクを踏まえて選定すること
- あらかじめ建設業団体等との協定を締結すること
- 災害対応車両登録制度を活用すること

等を示し、都道府県及び指定都市に通知するとともに、内閣府ホームページに掲載し周知している。

令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨で被災した熊本県では、災害対応車両登録制度が活用され、ムービングハウスが提供された。

あわせて、協定締結先である日本ムービングハウス協会、全国木造建設事業協会の協力を得て円滑に仮設住宅が建設された。

令和7年台風第22号で被災した東京都では、協定締結先である日本ムービングハウス協会の協力を得て円滑にムービングハウスが建設された。

今後も迅速な仮設住宅の提供に資するよう、あらゆる機会を捉えて、事前の備えの重要性について周知徹底を図っていく。

(2) 沖縄科学技術大学院大学学園関連経費

(単位:百万円)

府省名	調査主体	令和7年度予算額	令和8年度予算案	増▲減額	反映額
内閣府	本省と関東財務局の共同調査	20,082	20,035	▲47	▲515
事案の概要	<p>○ 沖縄科学技術大学院大学（OIST）は平成23年に沖縄科学技術大学院大学学園法に基づき設置され、内閣府から、国際的に卓越した科学技術に関する教育研究を行い、沖縄の振興や世界の科学技術発展に寄与することを目的として、約220億円の財政支援が毎年行われている。</p> <p>○ 令和元年度にOISTへの財政支援が世界最高水準の教育や研究につながっているか等の観点から予算執行調査を実施したが、その後もOISTが沖縄に貢献できていないのではないか、といった指摘もあることを受けて、本調査で令和元年度の調査で指摘した事項のフォローアップを行うとともに、OISTが沖縄の振興にどのように貢献しているかについて検証を行う。</p> <p>（本調査は、令和元年度予算執行調査のフォローアップ調査として実施。）</p>				

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 公費に対する研究成果（フォローアップ）

- 外部資金獲得や研究資金の効率的配分等を進めることにより、国からの運営費補助金の増額を伴わずに、研究の生産性を高め、運営費補助金への依存体質を更に改善していくべき。

2. 外部資金の獲得状況（フォローアップ）

- 外部資金獲得は、公的資金に加え、民間資金獲得を進めることが肝要である。民間資金獲得に係る目標設定、事務局の体制見直し・強化、共同研究の窓口一本化、企業との人材交流等の環境整備も進めるべき。

3. 事業評価や教員評価等（フォローアップ）

- OIST全体の業績評価のうち自己評価は、客観的で厳格な評価がなされるべき。外部評価委員会の委員選出基準や評価基準を明確化し、教員に関する個別評価は研究資金配分が適切に反映されるよう制度見直しを進めるべき。

4. 調達・施設整備（フォローアップ）

- 研究機器等の調達は競争原理に基づく入札を徹底すべき。研究機器等の共同利用手続きに関し、情報のOIST内外への見える化、窓口の一元化等について留意すべき。施設等改修費は、特に機械設備更新を各年度で平準化するなど極端な増減は回避すべき。建設平米単価の特殊要因部分は、周辺大学の整理を参考に同大学と同様の水準を目指すべき。

5. 沖縄の振興及び自立的発展への貢献（新規）

- 沖縄振興に関するKPIは、沖縄への多角的な貢献の在り方と検証の仕組みを検討すべき。スタートアップ企業の創出は、引き続き推進とともに、創出数に限らずその波及効果等を更に検証していくべき。日本人受験生や日本で就職する卒業生の割合が増えるような取組を進め、こうした取組に係る成果目標も設定し、定期的にフォローアップすべき。

反映の内容等

1. 公費に対する研究成果（フォローアップ）

- 以下の2.及び3.の取組を実施する。

2. 外部資金の獲得状況（フォローアップ）

- 令和2年度以降、事業計画に外部資金に係る目標を設定し、財源の多様化に取り組んでいるところ、令和7年5月に寄附金担当副学長を採用した。寄附獲得に向けた新たな計画を策定する。人材交流や共同研究拠点等を含んだ产学連携について、令和11年までに新たに3社程度の拡大を目指す。窓口は一本化済みである。

3. 事業評価や教員評価等（フォローアップ）

- OIST全体の業績評価について、令和7年度評価から従来の評価基準を見直す。次回の外部評価委員会に向けて委員選出基準等がより明確となるよう検討を進める。ユニット評価結果を研究資金配分に反映させる。

4. 調達・施設整備（フォローアップ）

- 調達については複数見積もり徴取など既存の取組を進める。研究機器の共同利用については、OoPNet（沖縄県内の関係機関の情報共有サイト）に外部利用機器情報を掲載し共同利用の促進を図った。窓口は一元化済みである。機械設備更新費用の平準化に向けて、令和7年度に改めて施設等の維持・更新に関する計画を策定するための検討を行う。新築工事が必要となった場合には、OISTの位置する立地条件や周辺大学の整理に建設平米単価の適正な水準を目指す。

5. 沖縄の振興及び自立的発展への貢献（新規）

- 沖縄振興に関するKPIについて、令和8年度事業計画の策定に当たっては県の指標も参考とする。OIST発スタートアップの沖縄への波及効果等検証のため、包括的観点からの調査の実施・公表に向けて検討を進める。令和7年度から筑波大学との連携によりビジネスレベルの日本語教育の提供を実施している。その他、他大学との共同により博士課程に特化した学生リクルートイベントなどの取組の実施強化を行う。

※ 令和元年度の予算執行調査での指摘事項を踏まえ、IT部門等の保守費などの各経費の見直し（反映額:▲515百万円）を行った。

府省名	調査主体	令和7年度予算額	令和8年度予算案	増▲減額	反映額
内閣府	本省調査	6,648	7,658	1,010	—

事業の概要 産後ケア事業は、市区町村が、病院、診療所、助産所、その他市区町村が設置する場所（こども家庭センター、保健センター等）等又は対象者の居宅において、助産師等の看護職が中心となり、出産後1年以内の母子に対して、母親の身体的回復と心理的な安定を促進とともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的として実施する事業である。

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 事業の利用状況について 2. 利用が低調な市区町村について

利用率が低調な市区町村については、支出する単価が高額化する傾向にあることから、早期に対応策を講ずることが必要である。特に、提供体制に課題を抱えている市区町村が多いことから、**市区町村に対して居宅訪問型の更なる活用の推進を図るとともに、都道府県において適切な実態把握を通じた市区町村への広域的な支援・調整を行うべきである。**

都道府県の広域連携体制の構築は現状では十分とは言えないことから、**こども家庭庁は、広域連携体制の構築に向けた都道府県への助言・指導を行うほか、好事例の収集・横展開を行い、利用が低調な市区町村を中心に更なる事業の推進を図るべきである。**

3. 利用につながりやすい環境の整備について

本事業利用の利用申請における市区町村のオンライン申請の導入率は低い状況にあることから、**こども家庭庁は、国として技術的な助言等ができるように、オンライン申請の導入状況や具体的な事例等を把握し、より利用につながりやすい環境整備の推進を図るべきである。**

反映の内容等

1. 事業の利用状況について 2. 利用が低調な市区町村について

提供体制への課題に対しては、「子ども・子育て支援法」の改正により、令和7年4月から産後ケア事業を「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けた上で、

- ・ 市区町村の委託先確保が困難な場合には、**都道府県が管内市区町村を取りまとめて委託契約を調整する等の広域調整を担うことが望ましいこと**
- ・ **各都道府県等が産後ケア事業に係る潜在的ニーズを含めた「量の見込み」や「提供体制の確保の内容」等を子ども・子育て支援事業計画に定めて、計画的に市区町村の提供体制の整備を進めていくこと**としている。

さらに、令和7年度において、子ども・子育て支援推進調査研究事業の中で「産後ケア事業の実施に関する調査研究事業」（以下「調査研究事業」という。）を実施しており、今後、調査結果も踏まえ、**広域連携体制の構築や居宅訪問型に係る事例等の収集を行い、事例集の更新等を実施することで、市区町村での産後ケアの充実を図っていく。**

3. 利用につながりやすい環境の整備について

調査研究事業において、オンライン申請の導入状況を把握するとともに、市区町村での取組状況を把握し、**利用に係る手続きの簡素化に資するような好事例の横展開を行っていく。**

また、産婦が利用可能な施設を簡便に検索できるよう、厚生労働省が運用しているウェブサイト「出産なび」のなかで、産後ケア事業に関する情報を掲載することを検討する。

(4) 女性消防吏員の更なる活躍推進

(単位:百万円)

府省名	調査主体	令和7年度予算額	令和8年度予算案	増▲減額	反映額
総務省	本省調査	59	58	▲1	—

事業の概要	女性消防吏員の現状については、令和6年4月1日時点において6,124名、全消防吏員に占める女性の割合は3.7%であり、平成27年度に掲げた目標（令和8年度当初までに5%）の達成は厳しい見通しである。 消防庁においては、女性消防吏員の採用拡大に向けた広報活動に取り組んでいるほか、各消防本部における効果的な取組への支援等を実施している。

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 女性消防吏員比率向上のための主たる課題と取組の方向性について

- 女性消防吏員の割合を更に増加させるためには、非認知層の女性を認知層へ転換させ、消防を職業選択肢として考える女性を増やすことに注力すべきであり、「危険な職業」、「体力が必須」などのイメージを払拭するとともに、**消防業務の広さと業務における女性の必要性を訴求する**ような情報をオンライン媒体を主体として発信すべきである。
- 若い世代からの認知度を底上げするため、職場見学や学校訪問等により、女性が消防で働いていることが自然であると思われるような土壌を形成することも重要である。
- 消防庁は各消防本部に対して、**女性消防吏員を増加させることの意義を再度周知徹底し、取組の方向性と知見の共有を図り、一体となって取り組んでいくべき**である。

2. 消防庁及び各消防本部における女性採用拡大の取組状況について

- 消防庁は、各消防本部に共有されているコンテンツが十分に使用されるようプッシュ型で活用を促していくべきである。
- 消防庁は各消防本部に対して、取組手法ごとの代表的なアウトカム指標を示し、PDCAサイクルを実施していない消防本部に対して助言するなど、各消防本部において継続的に取組の改善を図ることが出来る体制を構築すべきである。
- 今後の情報発信は、PRポスターや採用説明会などのオフライン広告等は必要最小限にとどめ、SNSやWeb広告、Webセミナー等のオンライン媒体を主体とした取組にシフトすべきである。

反映の内容等

1. 女性消防吏員比率向上のための主たる課題と取組の方向性について

- 女性消防吏員活躍推進PR事業において、性別によらず活躍できる職業であることを非認知層にもアピールできる動画を作成するとともに、作成した動画等を活用し、SNSなどのオンライン媒体にて広報活動を実施している。
- 令和7年度に開催した「消防本部における女性活躍推進に関する検討会」の報告書において、**女性消防吏員を増加させることの意義を改めて周知するとともに、小・中学生など若年層を含む幅広い年齢層に対する広報活動の重要性を周知した**。さらに、こうした広報活動を通じて、女性が消防で働くことが自然であると認識される社会的土壌を形成することの必要性を強調し、今後、実施すべき取組の方向性を示した。

2. 消防庁及び各消防本部における女性採用拡大の取組状況について

- 通知等により、消防庁が作成した動画等のコンテンツを各消防本部に共有するとともに、消防庁が各消防本部に対して実施する研修等の機会に周知するなどして、各消防本部における活用を促している。
- 代表的なアウトカム指標として、**消防本部における女性消防吏員の採用者割合について、全国の消防本部が自律的な目標を設定するに当たり、目安となるような目標を示した**。また、各消防本部が自ら設定した目標を達成するため、**取組内容や達成状況を踏まえた検証を行い、必要に応じて目標の見直しを図ることも必要であることを示した**。
- 報告書において、今後、広報を実施すべき媒体として、SNS等の情報発信力の高いデジタル媒体の活用が効果的であることを示し、就職期の女性に加え、若年層や保護者層等も対象に含めた広報を推進している。

(5) 医療専門施設等の整備の適正化

(単位:百万円)

府省名	調査主体	令和7年度予算額	令和8年度予算案	増▲減額	反映額
法務省	本省調査	18,503	24,492	5,989	▲34

事案の概要	刑務所等の刑事施設は、犯罪をした者等を収容し、矯正処遇を通じ再犯を防止するための施策等を実施している。この刑事施設に収容された者について、法令に基づき健康管理等を行うため、医療専門施設等を設置し、医療に関する人的・物的資源を整備している。
-------	---

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

医療資源の活用状況について

- 医療資源が十分に活用されていない現状を踏まえ、例えば
 - ・ 使用頻度の低い医療機器を必要性の高い施設へ管理換えする等、保有する機器がより効率的に活用できるよう検討すべきである。
 - ・ 医療従事者の業務量を更に分析し、適切な配置を検討すべきである。
 - ・ 低調な病床利用状況を考慮し、外部医療機関に入院させている者のうち、容体等を考慮し、医療専門施設等の設備で受入可能な者については更なる受入れを図るべきである。
- その上で、医療専門施設等は一般の医療施設とは異なり、刑事施設内の医療という特殊性があり収容動向の推移も考慮する必要があるが、医療資源が十分に活用されていない施設においても運営等に一定のコストがかさむことを考慮し、上記を踏まえても医療資源の活用状況の改善が見られない場合は、適正な施設規模となるよう整理合理化を図るべきである。

反映の内容等

医療資源の活用状況について

- 医療資源の活用については、以下のとおり改善する取組を行った。
 - ・ 使用頻度等を考慮した医療機器の管理換えを検討したものの、医療従事者の配置状況等を勘案すると、設置施設以外へ管理換えするより、設置施設において機器の活用につながる患者の受入れを行うことが最も有効である旨の意見が医師等による協議会等で出されたため、当該医療機器の活用方法等について全国の矯正施設（刑務所等の刑事施設及び少年院等の少年施設をいう。）に周知を図り、患者の受入れ等を促進した。
 - ・ 医療従事者の業務量の更なる分析及び配置の検討に当たっては、矯正施設内の医療統計の取得方法・精度の問題の解消が必要であることが判明したことから、各矯正施設にヒアリングを実施する等して、更なる分析に資する統計データの取得が可能となるよう検討を進めている。
 - ・ 刑務所等の刑事施設で発生した外部医療機関への入院について、医療専門施設等において早期の引取りを進めるなど患者の受入れを促進した。
 - ・ その他、感染症など緊急事態が発生した際の診療継続計画作成などに係る医療支援業務委託経費については、これまでの成果を踏まえ、見直しを行った。
(反映額: ▲22百万円)
- また、施設整備においては、病棟を新営する設計業務を発注する前に、収容者数を見直すなど、適正な施設規模となるよう整理合理化を図った。
(反映額: ▲12百万円)

(6) 情報システムの効果検証（外務省情報システム）

(単位:百万円)

府省名	調査主体	令和7年度予算額	令和8年度予算案	増▲減額	反映額
デジタル庁 外務省	本省調査	436,990の内数	475,691の内数	38,701の内数	—

事案の概要	令和7年度にデジタル庁に一括計上されている外務省の情報システムは現在54システムあるが、そのうち特に大規模な4システム（①領事業務情報システム、②外務省オープンネットワーク・LANシステム、③人事給与等業務システム、④在外経理統合システム）をみると、近年、整備経費及び運用経費ともに増加傾向にある。システム経費は、整備することにより複数年にわたって経費が継続して発生するところ、適切に効果指標を設定し、費用対効果を検証することが必要かつ重要となっている。
-------	---

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 情報システムの費用対効果について

- 外務省は、行政事業レビュー等の機会にも資するよう、各システムの効果指標を横断的に見直し、恣意的な指標設定を改めるとともに、新たに整備する個別機能を対象とした効果検証を行うべきである。
- デジタル庁は、予算要求前レビューや執行段階レビューにおいて財務省主計局とも連携しつつ、以下の取組を行うべきである。
 - ・ 各省が算出した費用対効果について、データの選択に関して適切な指導を行うとともに、効果の類型ごとに目安となる数値を提示すべき。
 - ・ 各省のPMOが、省内システムの効果検証を横断的に管理し改善できるよう、必要に応じて他省の経験等を共有するなど、政府全体のシステムに関する知見を有する立場から指導を行うべき。

2. ガバメントクラウドへの移行に係る効果検証について

- 外務省は、1. により見直した効果指標を用いて、ガバメントクラウドへの移行や府省共通システムへの統合による効果の検証を実施し、それに基づいて新規のシステム開発や機能強化の必要性を判断すべきである。
- 外務省は、上記で検証した費用対効果を踏まえつつ、デジタル庁とも協議の上、①領事業務情報システム、②外務省オープンネットワーク・LANシステム、③人事給与等業務システムの移行時期を可能な限り前倒しすべきである。

反映の内容等

1. 情報システムの費用対効果について

- 外務省は、PMOが中心となり、情報システムの効果指標の横断的な見直しを進める。各システムで新たに整備する個別機能に対しては目的と効果を明確にしつつ、効果指標に基づいた適切な効果検証を行っていく。
- デジタル庁は、令和7年1月に発出した令和8年度予算要求前レビューに向けた各省向け説明資料の中で、効果の類型及びその算出方法について詳細に情報提供を行った。また、予算要求前及び執行段階レビューを通じて、設定された効果指標に合理性があるかを確認していく。

個々のシステムごとに採用すべき効果の指標は異なることに鑑み、引き続きレビューを通じて適切な指標の設定を促すことを基本としつつ、他府省における好事例の展開の在り方について検討していく。

2. ガバメントクラウドへの移行に係る効果検証について

- 外務省は、効果指標の見直しを図るとともに、府省共通システムへの統合による効果検証を引き続き行っていく。また、新規システム開発や機能強化の必要性を十分に精査し、情報システムの最適化を進めていく。
 - ①領事業務情報システムは、現状サブシステムが複数の基盤上で稼働しているが、システム全体の最適化及び早期移行に向けた刷新計画の検討を進めていく。②外務省オープンネットワーク・LANシステム及び③人事給与等業務システムは、デジタル庁等と協議をした上で、国際回線を有する等の特殊事情が課題となっているところ、引き続き早期移行に向け検討を継続していく。
- 以上を踏まえつつ、効果算出指標の見直しを図り、デジタル庁による一元的なプロジェクト監理の下、適切なシステム移行計画に基づき取組を進めていく。

府省名	調査主体	令和7年度予算額	令和8年度予算案	増▲減額	反映額
外務省	本省調査	151,440の内数	153,100の内数	1,660の内数	—

事案の概要	無償資金協力には、独立行政法人国際協力機構（JICA）が施設の建設や機材の調査を行うものと、機動的な実施の確保などのために外務省が実施に必要な業務を直接行うもの（以下「外務省実施」という。）がある。今回の調査は、無償資金協力のうち、政府間で交換公文を締結するものを対象とする。
-------	--

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 支払前資金について

支払前資金について、①当面再開の見通しがない、②相手国政府等との間で中止の同意を取り付けることが困難、③支払の必要性に係る特段の事情がない、の活用基準を全て満たす場合に他の案件に活用できるが、③について、一部でも支払の必要性がある場合は支払前資金として活用できないものとして整理している。

JICAは、③の基準の細分化を行うなどにより、更なる活用可能な資金が存在しないか精査を行い、支払前資金が過度に滞留することがないよう、資金管理の更なる見直しを徹底すべき。

2. JICA交付前資金について

外務省及びJICAは、複数年にわたって実施される案件について、案件の進捗状況や支払状況を踏まえた適切な執行管理を徹底すべき。

また、外務省は、当該年度に相手国への支払予定が立たなくなつた案件については、JICAへの交付決定を見送るなど、相手国への支払時期に応じた交付を行うべき。

3. 外務省実施分について

外務省は、外務省実施案件の進捗管理を適切に行うよう見直すべき。

外務省は、未完了の案件が多い国について、①既存案件の完了に注力する、②新規案件の採択について、既存案件の完了見込みを立てた上で採択する、③資金を全額払いではなく案件の進捗に応じた交付にすることを通して、資金残高が過度に滞留しない仕組みとなるよう、資金管理方法の見直しを行ふべき。

反映の内容等

1. 支払前資金について

JICAで管理する支払前資金のうち、「③支払の必要性に係る特段の事情がない」との基準について、事業実施に当たり案件によってはコンサルタント契約を別途締結している場合があることから、支払の必要性の有無を本体事業費とコンサルタント関連費で細分化して、判断することとした。

2. JICA交付前資金について

外務省及びJICAは、複数年にわたって実施する案件について、計画策定の段階で初年度の支払が不要となる場合は、その点を前提とした計画及び相手国への支払時期を踏まえた計画を立てるとともに、案件の進捗に応じた資金交付を行なうべく執行管理を徹底することとした。

3. 外務省実施分について

案件完了まで長期間かかっている全ての案件について、進捗が滞っている理由を精査し、場合によっては案件中止及び国庫返納も念頭に、被援助国政府及び調達代理機関との調整を開始している。また、新規案件の形成に当たつては、既往案件の進捗状況を確認し、同様の状況が発生しないよう関係者に周知徹底を行っている。

(8) 酒類業振興支援事業費補助金

(単位:百万円)

府省名	調査主体	令和7年度予算額	令和8年度予算案	増▲減額	反映額
財務省	本省と東海財務局の共同調査	600	600	—	▲50

事業の概要	酒類事業者による、日本産酒類のブランディング、インバウンドによる海外需要の開拓などの海外展開に向けた取組及び国内外の新市場開拓などの意欲的な取組を支援することにより、日本産酒類の輸出拡大及び酒類業の経営改革・構造転換を図るとともに、酒類業の健全な発達を促進することを目的とした事業である。
-------	--

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性	反映の内容等
<p>1. 目標値の達成状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> 本事業の目的に沿った成果が得られるよう、交付決定時の審査において、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 設備整備は市場拡大に寄与するか ・ 目標と事業内容は乖離していないか について厳格な審査を行うべきである。 現地でのPR活動等については、対象国の選定の考え方やPR活動等の後の取組までも含めた計画を精査し、輸出拡大の実現可能性の高い事業者への補助に限定する等の見直しをすべきである。 補助対象と認められるものについても手段、目標設定が適當か厳格な審査を行うべきである。 目標値が未達成の補助事業者に対しては、問題点を明確にさせ、取組による効果が出るよう補助事業完了後においてもフォローアップをすべきである。 <p>2. 海外展開支援枠について</p> <ul style="list-style-type: none"> 輸出拡大に向けた事業実施体制が整っていないと認められる酒類事業者が主に行う事業については、補助を行わないこととする等の見直しをすべきである。 小規模な酒類事業者については、企業継続の観点も踏まえた輸出拡大の必要性や実現可能性を検証するとともに、輸出のためのリソース不足を補うことで輸出拡大の可能性があると認められる事業者を支援する仕組みを検討すべきである。 	<p>1. 目標値の達成状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> 国税庁において、本事業の目的に沿った成果が得られるよう、審査担当者に、目標と事業内容は乖離していないかなどの審査基準を再周知し、厳格な審査となるように徹底することとした。 現地でのPR活動等については、対象国における輸出拡大の可能性を、これまでの輸出実績やリソース等の観点など、手段や目標設定が適當となっているかに特に注意し、厳格な審査を行うこととした。 目標値が未達成の補助事業者に対しては、①補助事業の遅れによるKPI未達を防止するため、毎月の進捗管理を徹底する、②実績報告書において、未達成の要因分析を記載させる、③補助事業完了後も、事業目的達成に向けたフォローアップを行うこととした。 <p>2. 海外展開支援枠について</p> <ul style="list-style-type: none"> 国税庁において、令和7年9月以降、輸出を行っていくための社内体制が整っているか等、リソースが十分かといった観点から特に注意して審査することとし、体制が不十分と認められる事業者は原則として単独では補助を行わないこととした。（反映額：▲50百万円） 小規模な酒類事業者については、各国税局において伴走支援を行い、自力で海外渡航する資金やノウハウがないといった酒類製造者と、輸出業務を行う事業者が一体となることで輸出拡大を目指す取組を支援する仕組みを構築することとした。

府省名	調査主体	令和7年度予算額	令和8年度予算案	増▲減額	反映額
文部科学省	本省と近畿財務局の共同調査	15,842	15,342	▲500	—
事案の概要	<p>「文化財保護法」に基づき国が指定等した文化財の保存活用を図るため、有形文化財（建造物・史跡）の保存修理・活用整備等に対して国庫補助を行うものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 建造物：経年による劣化・破損が進行していくため、定期的な修理（半解体修理等）が主な補助内容 史跡：歴史的建造物の復元や活用施設（案内板の設置等）の整備が主な補助内容 				

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 文化財の活用状況について

- 文化財の公開に向けた課題を整理した上で、既に公開を行っているものについては公開日数等の増加を、非公開のものについてはできるだけ公開を行うよう、所有者等に働きかけていくべき。
- 文化財の活用状況を測定する指標を整備した上で、活用状況を把握できるようにすべき。
- 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金の交付要件として、**所有者や文化財の態様に応じて可能な限り活用の拡大**を求めるべき。

2. 公費以外の修理等の財源確保の取組について

(1) 公費以外の修理等の財源確保について

- 海外も含めた好事例の収集・展開等により、公費以外の財源確保方策のノウハウを広く周知すべき。
- 寄付やクラウドファンディング等のノウハウがある者と連携し、**多様な財源確保**に向けたサポート体制を整備することも有効と考えられる。
- 補助制度自体を、多様な財源確保を促進するものに改めるべき。

(2) 寄付金加算制度について

- 事業規模指数加算の加算率を見直した上で、**事業規模指数加算と寄付金加算制度を併用**できることとするなど、寄付金を集めた者が有利になるようなインセンティブ制度に改めるべき。

(3) 入場料の水準について

- 入場料引上げ等により収入確保を行っている事例等を収集した上で、入場料価格の導入・見直しについて、**ガイドライン等による考え方の整理**を行い、**入場料の引上げ等を行いややすい環境**を整備するべき。

反映の内容等

1. 文化財の活用状況について

- 令和8年度から文化庁において交付決定通知書様式の見直しを行い、「**可能な限り公開等の活用に努める**」旨を補助条件として明文化する。
- 令和8年度から文化庁が整備した指標等に基づく「**活用方針**」の作成を文化財所有者に原則義務化し文化庁においてこれを審査する。予算の執行後は文化財所有者から達成状況の報告を受け文化庁がフォローアップすることで文化財活用を促進する。

2. 公費以外の修理等の財源確保の取組について

(1) 公費以外の修理等の財源確保について

- 文化庁において、多様な財源確保事例（入場料収入も含む）の収集を行い、「**資金調達ハンドブック**」の改訂を行うこととしている。
- 令和8年度から「**文化財の保存・活用の持続的好循環の基盤支援事業**」を創設し、文化財を活用し、それにより保存修理を行う好循環に係る調査研究を実施することとしている。また、令和7年度から、文化庁において**多様な財源確保のための相談体制**を構築し、**文化財所有者の伴走支援**を行うこととした。

(2) 寄付金加算制度について

- 令和8年度から令和11年度までの4年間（※）を試行期間として、**現行の財政力加算と寄付金加算を見直し、財政力加算と寄付金加算を併用したインセンティブ制度**と現行の財政力加算制度を選択制として運用する。

（※執行状況を踏まえ可能であれば試行期間終了を前倒しする。）

- 文化庁においては文化財所有者をはじめとする地域コミュニティが**主体的に寄付金集めを進める基盤整備**を支援する。

(3) 入場料の水準について

- 前述の「**資金調達ハンドブック**」の改訂の中で、入場料収入についても事例収集を行い、これを周知することで、**入場料の引上げ等を行いややすい環境を醸成**することとしている。

府省名	調査主体	令和7年度予算額	令和8年度予算案	増▲減額	反映額
文部科学省	本省調査	297,900	298,664	763	—

事業の概要

文部科学省は、私立大学及び私立短期大学（以下「私大」という。）等に対して、私立大学等経常費補助金（以下「私学助成」という。）を交付している。一方で、人口減少下にもかかわらず高等教育全体での規模適正化が十分に進まなかつた結果として、半数以上の私立大学が学生から選ばれず定員割れを起こしている状況であり、多くの私立大学で経営状況や教育の質が悪化している懸念がある。

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 定員割れ私大における経営改善に向けた取組の状況

- 令和8年度以降、一部私大において「経営改善計画」の策定を私学助成の交付要件化することとしているが、この計画においては、定員充足率や財務状況等をKPIとして設定した上で、改善が見られない場合はディスインセンティブを付すことで、統合や撤退等の抜本的な経営判断を促すべきである。

2. 教員数の合理化

- 現行の私学助成では、主に教員数に比例する形で各私大への交付額が決定され、また、ST比（教員一人当たりの学生数）が少ない私大ほど交付額を増加させる仕組みとなっている。そのため、教員数やST比に基づく現在の配分方法を見直した上で、**学生数の実態に応じた配分となるよう改めるべきである。**

3. 定員縮小・統合に向けた取組

- 文部科学省において、好事例の収集等により、定員数引下げに当たって留意すべき点について整理した上で対応方策を周知すること等により、**適正な定員引下げを促進すべきである。**
- 文部科学省や日本私立学校振興・共済事業団において、特に「経営改善計画」を策定する私大における統合の検討状況を把握し、マッチング等を行うことで、**統合に向けた検討を促すべきである。**

4. 教育の質の評価

- 認証評価制度について抜本的な見直しを行った上で、評価結果に基づいて私学助成の配分のメリハリを強化すべきである。加えて、複数年にわたって低い評価となる大学には、学生の学びの継続に配慮しつつ、業務改善を促した上で、**定員減・統廃合・撤退に向けた行政的な手続の整備を行うべきである。**

反映の内容等

1. 定員割れ私大における経営改善に向けた取組の状況

統合や撤退等も含めた抜本的な経営判断を促すため、以下の方針を文部科学省との間で確認した。

- 令和8年度予算の執行に当たっては、**経営状況が悪い私大等に「経営改善計画」の策定を求める、私学助成の交付要件とする。**
- 同計画について財務状況等のKPIを設定し、取組・進捗状況が不十分な場合は私学助成の減額等を行う。
- 原則5年で**自主的な経営改善が見込まれない場合、統合や撤退を勧告し、学校法人の対応を公表する。**

2. 教員数の合理化

- 令和8年度においては、**現在の配分方法を見直し、教育研究経常費の学生単価について引上げを行う。**

3. 定員縮小・統合に向けた取組

- 日本私立学校振興・共済事業団内に**連携・統合等に係る相談に特化した専門PTを設置し、マッチングの支援や経営相談を実施する。**

4. 教育の質の評価

教育の質を実質的に評価し、私学助成の配分をその評価結果に基づいたものとするため、以下の方針を文部科学省との間で確認した。

- 中央教育審議会の「教育・学習の質向上に向けた新しい評価の在り方ワーキンググループ」において議論されている**新しい評価制度について、その評価結果を私学助成の配分に活用することも検討する。**
- 新しい評価制度の実装を待たず、**教育の質を測るための指標を先行的に導入し、私学助成の配分に反映する。**

府省名	調査主体	令和7年度予算額	令和8年度予算案	増▲減額	反映額
文部科学省	本省調査	(参考) 令和5年度補正（第1号）49,901 ほか	—	—	—

事案の概要

これまで国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「JST」という。）、独立行政法人日本学術振興会等において博士課程学生への経済的支援を実施してきたところ。このうち、JSTが令和3年度から基金を活用し、各大学に対する博士課程学生の生活費相当額・研究費及び博士人材のキャリアパス整備費の支援をしている「次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）」（JST事業）について、外国人留学生と外国人留学生以外との比較も含め、効果的・効率的な支援となっているかその在り方を検証した。

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. キャリアパス支援の効果

- キャリアパス支援については、**支援を受けている学生と受けていない学生の就職率がほとんど変わらないなど、支援効果が乏しいことから、事業の廃止を含め、支援の在り方を見直すべきである。**

2. 外国人留学生の割合

- 支援学生である外国人留学生の国籍に偏りがある点について、大学が学生を選抜する際に我が国の学生への支援とのバランスに留意するとともに、経済安全保障や昨今の国際情勢の変化も踏まえ、**多様な国籍の留学生を確保し、国際頭脳循環の強化に資する制度に見直すべきである。**
- 外国人留学生に対するキャリアパス支援については、日本国内への就職も含めて、引き続き、**卒業後の日本への貢献の促進につながるよう、文部科学省において好事例を分析すべきである。**

3. 都市部と地方との比較

- 都市部は地方に比べ生活費が高いと推測される一方、都市大学において「年間240万円以上の支援を受けた」と答えた学生の割合が低い点について、**都市部と地方とで生活環境を踏まえた支援が行われるよう改善策を検討すべきである。**

4. 効果的・効率的な学生への支援

- 博士課程学生への研究奨励費（生活費相当額）支援については、**貸与奨学金など他の経済的支援との組合せも含めた優秀な学生への支援の在り方を見直すべきである。**
- 本年度内に策定される次期科学技術・イノベーション基本計画の検討にあたっては、**博士課程学生の生活費支援受給者数の目標値の考え方**（国籍、貸与奨学金受給者の扱いを含む。）を改めるべきである。

反映の内容等

1. キャリアパス支援の効果

- キャリアパス支援については、より効果的な支援の実施となるよう、令和7年7、8月に採択大学運営チームによる交流会を開催し、**効果測定方法や取組の好事例について横展開等を実施した。加えて、8月に効果検証に向けた追跡調査やロールモデルの展開について支援大学へ改めて周知した。**

2. 外国人留学生の割合

- より多様な国・地域からの受入れを進めるため、**採択大学における留学生に関する取組例**（学生の選抜方法や日本への定着を見据えた研修の実施）や、**他機関との連携等について前述の交流会等で紹介・意見交換を実施し、採択大学運営チームが参加する機会を積極的に活用し、周知を図ることとした。**

3. 都市部と地方との比較

4. 効果的・効率的な学生への支援

- 都市部と地方の大学を含めて、優秀な学生に対してメリハリをつけた支援となるよう、**採択大学において研究奨励費（生活費相当額）の支援額に差を設けている取組例を前述の交流会等で紹介し、横展開を図った。**

- 令和9年度からの新制度において、**日本人学生、留学生、社会人学生と対象に応じた支援となる見直し方針を**令和7年7月に文部科学省の審議会にて決定したことを踏まえ、生活費に係る一定の水準（240万円／年）の奨学金を得ている日本人学生（貸与型は除く）については、引き続き研究奨励費の支援を行わないこととともに、**留学生には研究奨励費支援は行わず、研究費等のみの支援とした。また、これまで支援対象外であった社会人学生には研究費のみを支援することとし、支援の見直しを図った。**

- 内閣府が検討している第7期科学技術・イノベーション基本計画の策定に向けて、**博士後期課程学生に関する目標値を**、より事業の効果を測定できる指標となる、**博士課程入学者数及び博士号取得者数**とすることとした。

※なお、本事業は、令和8年度予算案に計上されていない。（上記「令和7年度予算額」欄の（参考）予算額は、本事業における直近の予算計上額を記載している。）

府省名	調査主体	令和7年度予算額	令和8年度予算案	増▲減額	反映額
文部科学省	本省調査	19,044の内数	19,071の内数	27の内数	—

事業の概要	我が国のアスリート支援事業として、日本スポーツ振興センター（JSC）が大会成績等の配分基準に基づき日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）に助成金を交付しており、JOCは助成金を中央競技団体（以下「NF」という。）に配分している。アスリートの減少も想定される中、主要国際競技大会におけるメダル獲得数等を維持、拡大させるためには、NFの質の高い活動や自立的な運営が求められる。
-------	---

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 質の高い選手強化活動について

- NFの選手強化費の全体像とパリオリンピックにおける助成金投入の成果の調査結果から、より少ない助成金投入額でより大きな成果を出しているNFもあることを踏まえて、助成金の配分にあたっては、従来のメダル獲得数等での評価に加え、費用対効果等の「質」に着目した評価軸も加えることで、NFが行う選手強化活動の質の向上を促すべき。
- 選手強化費のうち競技力向上事業の執行状況の調査結果から、毎年特定のNFに不用が生じている状況は、助成金のNFへの配分の最適化を妨げる要因となるほか、不要な予算計上にもつながる可能性があるため、個別に要因を特定し、対策を講じるべき。

2. NFの組織基盤強化の取組状況について

- 調査結果から、収入の半分程度を助成金・補助金が占めているパラ団体における多様な自己収入の確保という課題があり、その課題解決には知名度や人的リソース不足などの組織基盤の弱さというボトルネックが存在することを踏まえれば、国費により実施されている組織基盤強化支援事業については、支援対象を特に組織基盤が弱いパラ団体等に限定した上で、KPI達成状況を丁寧に把握、検証し、PDCAによる事業の最大化を図るべき。

反映の内容等

1. 質の高い選手強化活動について

- 助成金の配分にあたり、評価項目である各NFの「戦略強化プラン」の実効性の確認において、新たに「予算」の観点の評価項目を加え、その中で事業費、助成金等の収入、執行実績及び大会の成績を踏まえた費用対効果に係る自己分析等を実施させ、その報告内容に対する評価を助成金の配分に反映させることとした。

なお、評価項目全体を通じ、NFの競技力強化活動の観点においても「質」に着目した評価軸（NFの強化戦略・戦術への結び付き、改善プロセス、目標へのリーチ方法等）を加え、今後、費用対効果・競技力強化活動の両面から本事業の「質」の向上を図ることとする。

- 不用が生じている特定のNFにつき、不用が生じる個別の理由を特定・分析かつ解消するように指示した。今後、助成金配分の過程において個別に課題の解消状況を確認し、助成金配分の最適化を図ることとする。

2. NFの組織基盤強化の取組状況について

- 現在国費支援を行っているNFに対しては、「財政・人材・業務改善・KPI達成」等の状況報告を求ることとし、スポーツ庁においても丁寧に分析等を行い、本事業の目的である各NFの自走化に向けた支援を行う。

- 今後の国費支援対象は、組織基盤が特に脆弱なパラNF等に限定するとともに、国（スポーツ庁）直轄事業として、事業計画策定時から定量的・定性的なKPI設定をフォローするなど、PDCA可能な体制構築を行う。

府省名	調査主体	令和7年度予算額	令和8年度予算案	増▲減額	反映額
厚生労働省	本省調査	1,019	979	▲40	—

事業の概要	小児・AYA世代（思春期世代と若年成人世代）のがん患者等の妊娠性温存療法研究促進事業（以下「本事業」という。）は、妊娠性温存療法及び温存後生殖補助医療に係る費用負担の軽減を図りつつ、患者から臨床情報等を収集することで、妊娠性温存療法の研究を促進するため、都道府県において実施するものである。
-------	---

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性	反映の内容等
<p>1. 事業の実施状況と課題について</p> <p>本事業は、全ての都道府県で実施済みであるが、都道府県ネットワークの体制整備が困難、事業の周知不足及び手続の複雑さにより、事業実施の妨げになっていることから、実施率の更なる向上のため上記の課題を解消すべきである。</p> <p>2. 周知・支援体制について</p> <p>小児・AYA世代のがん患者等への支援については、医療機関における本事業の理解や認知、適切な情報提供が重要である。</p> <p>がん・生殖医療連携ネットワーク自体は形式的には存在しているが、患者等に対して十分に機能しているとは言い難く、実際の支援体制への接続が不十分な可能性が高いことから、「具体的な連携フローの例示」等を検討すべきである。</p> <p>3. 制度的支援と情報提供について</p> <p>各都道府県での情報提供及び啓発活動は引き続き実施するとともに、小児・AYA世代のがん患者等が必要とする情報の提供のため、「診断後の情報提供」の強化及び実績の可視化のため実施内容をまとめた事例集等を作成し、周知すべきである。</p>	<p>1. 事業の実施状況と課題について</p> <p>以下の2及び3の反映の内容等のとおり実施率の更なる向上のための取組を実施することとした。</p> <p>2. 周知・支援体制について</p> <p>都道府県に設置されているがん・生殖医療連携ネットワークの事務局を担う機関については地域の実情に応じて様々であるため、厚生労働省が都道府県に提供する事例集等に体制案を例示するなど、がん・生殖医療連携ネットワークの機能強化が図られるための支援をすることとした。</p> <p>3. 制度的支援と情報提供について</p> <p>初診時等の早い時点で各種手続書類と一緒にリーフレット等を小児・AYA世代のがん患者等に対し手渡すなど「診断後の情報提供」を医療機関において強化し、小児・AYA世代のがん患者等に対しがん治療開始前に必要とする情報提供を行うことができるよう、厚生労働省が新たに作成する患者向けパンフレット等を、都道府県及びがん診療連携拠点病院に対して活用するように周知することとした。</p> <p>また、厚生労働省において、日本がん・生殖医療学会が作成した各都道府県の助成実績や相談支援体制等の本事業の実施状況をまとめた事例集等を各都道府県へ提供し、本事業の実施状況全体を可視化することとした。</p>

府省名	調査主体	令和7年度予算額	令和8年度予算案	増▲減額	反映額
厚生労働省	本省と関東財務局の共同調査	1,653,143の内数	1,814,520の内数	161,378の内数	—

事業の概要	共同生活援助（以下「グループホーム」という。）は、障害のある方が、地域住民との交流が確保される地域の中で、家庭的な雰囲気の下、共同生活を営む住まいの場として利用されており、事業者自らが介護サービスの提供を行う「介護サービス包括型」、常時介護を要する利用者に対して常時の支援体制を確保している「日中サービス支援型」、介護サービスの提供を外部の居宅介護事業所に委託する「外部サービス利用型」に分類される。
	グループホームにおいては、近年総費用額（国・地方・利用者負担の合計）が過去10年で約3倍に伸びており、障害福祉サービス全体の伸びの約2倍を超えており。また、営利法人の事業所数の増加が顕著であり、特に日中サービス支援型で伸びが著しい。厚生労働省社会保障審議会障害者部会（以下「障害者部会」という。）においては、営利目的だけで法人が参入してきていると思われるところがあり、どのように支援の質を担保するかが課題であるといった指摘や、事業指定の基準について特に経営者や管理者の資格要件を設ける等の指定基準の見直しが必要ではないかといった指摘がされている。また、自治体において、障害福祉サービスの指定や運営指導を行っているが、事業所数の増加に対応しきれていないといった声もある。

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性	反映の内容等
<p>1. グループホームにおける人員配置等について</p> <p>指定や指導の実務を担う自治体の事務も勘案しつつ、サービスの質の確保の観点からは、介護保険制度も参考にし、管理者、世話人及び生活支援員の資格要件や障害福祉サービスに従事した実務経験要件を指定基準として定めること等を検討すべきである。</p> <p>2. 重度障害者の受入体制について</p> <p>障害者の地域移行の受け皿となっていることに留意しつつも、本来の制度創設趣旨どおり運用が進んでいない可能性があることに鑑み、実態を把握の上、次期報酬改定に向けて、報酬体系の見直し等を通じ、類型ごとの機能分化により、利用者の特性に応じた支援を提供できるようにすべきである。</p>	<p>1. グループホームにおける人員配置等について</p> <p>障害者部会において、以下について検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 管理者向け研修を創設し、その受講を管理者の要件とすること。 ○ 管理者の実務経験要件を導入すること。 ○ 生活支援員・世話人が障害者支援に関する基礎的な知識を習得できるよう、今後、研修カリキュラム等の開発をすること。 <p>2. 重度障害者の受入体制について</p> <p>強度行動障害の状態にある者や医療的ケアを必要とする者など、重度障害者への支援ニーズを把握するため、第8期障害福祉計画に関する基本指針において、自治体が計画を策定するに当たってグループホームの利用者数を見込む際、重度障害者について個別に利用者数の見込みを設定するよう努める旨を記載することを、障害者部会において検討している。</p> <p>また、厚生労働省において、次期報酬改定に向けて、今後、日中サービス支援型創設の趣旨も踏まえた類型ごとの機能分化の深化により、グループホーム利用者の特性に応じた支援を提供できるようにすることも含め、報酬体系の見直しについて検討する予定である。</p>

府省名	調査主体	令和7年度予算額	令和8年度予算案	増▲減額	反映額
厚生労働省	本省と四国財務局の共同調査	231,372	241,956	10,583	—

事業の概要	国民健康保険組合（以下「国保組合」という。）に対する国庫補助については、所得水準に応じて補助率が決定される定率補助、国保組合の財政力に応じて補助する普通調整補助金、国保組合の保険者機能強化の取組等に応じて補助する特別調整補助金の3つの補助が含まれており、このうち定率補助については厚生労働省が定期的に実施する所得調査の結果に基づき補助率が決定されている。
-------	---

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性	
1. 国保組合の所得水準と定率補助の区分について	
2. 国保組合の財政状況と療養給付費補助金の補助率について	
3. 国保組合の保険料について	
○ 定率補助の区分については、定率補助率13%の区分を細分化するなど、所得状況に応じたきめ細かな設定とすべきである。あわせて、「平均所得」を計算する際に使用している「上限1,200万円」の撤廃も含め、公平性の観点から、所得水準の判定の在り方についても見直しを検討すべきである。	
○ 国庫補助の仕組みについて、各組合の財政力に応じた効率的な支援が的確に実施されるよう、必要な見直しを検討すべきである。	
○ 国保組合の補助の在り方を議論するに当たっては、各組合の所得水準や財政状況とあわせて、応能負担の徹底や保険者機能の強化の観点から、被保険者の保険料水準の実態についても把握した上で検討を深めるべきである。	
4. 国保組合の解散・統合の状況について	
○ 被保険者数の減少や高額薬剤の登場等の中で、保険料率（額）を引き上げている組合が大宗であり、もともと保険者として抱える被保険者数が他の保険者よりも少ない国保組合においては、組合同士の統合を含め今後の組合運営の在り方を検討する必要がある。	
○ 組合同士の統合を後押しする方策について検討すべきである。	

反映の内容等	
1. 国保組合の所得水準と定率補助の区分について	
2. 国保組合の財政状況と療養給付費補助金の補助率について	
3. 国保組合の保険料について	
○ 社会保障審議会医療保険部会での議論等を踏まえ、必要な法制上の措置を講じた上で、以下の内容の見直しについて、令和9年度から実施することとした。 <ul style="list-style-type: none"> 補助率の下限については、これまでどおり13%を原則としつつ、負担能力に応じた負担等を進める観点から、補助率13%の区分に該当する国保組合のうち、①保険料負担率が低い、②積立金が多い（かつ、被保険者数が3,000人以上（経過措置））、③医療費適正化等の取組の実施状況が低調、の全てに該当する場合には新たな補助率（12%・10%）を適用する。 賃金上昇の影響等も踏まえ、補助率の判定に用いる各国保組合の平均所得の算出に際して設定している各被保険者の所得の上限額を、1,200万円から2,200万円に見直すとともに、適用する補助率を区分する国保組合の平均所得の基準について、「150万円未満」～「240万円以上」と設定しているところ、これを「180万円未満」～「270万円以上」に見直す。 	
4. 国保組合の解散・統合の状況について	
○ 社会保障審議会医療保険部会において、国保組合に対する合併支援の拡充等に向けた検討を進めることについて議論を行った。今後、国保組合関係者の意見等を踏まえながら、具体的な合併支援策を検討することとしている。	

(16) 認定職業訓練実施奨励金

(単位:百万円)

府省名	調査主体	令和7年度予算額	令和8年度予算案	増▲減額	反映額
厚生労働省	本省調査	12,914	10,948	▲1,966	—

事業の概要	認定職業訓練実施奨励金は、求職者支援制度の一環として、主に雇用保険を受給できない求職者の早期就職を促進するため、厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「認定職業訓練」という。）を行う民間訓練機関（以下「訓練校」という。）に対して支給するものである。 認定職業訓練には基礎コースと実践コースがあり、様々な分野が認定されているところ、認定職業訓練実施奨励金は、 <ul style="list-style-type: none"> ・訓練を適切に行なった訓練校に支給する認定職業訓練実施基本奨励金 ・訓練の修了者などの就職実績が一定水準以上である訓練校に支給する認定職業訓練実施付加奨励金 ・特定の分野での人材確保等を目的として、時限的に特例措置として設定されている各種奨励金 などに分類される。

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 付加奨励金の支給基準について

多くの訓練コースが支給対象となるような現在の就職率の基準は適当とは考え難く、付加奨励金の設置趣旨である訓練校のインセンティブが働く基準へ改めるべきである。

2. 訓練修了者の就職先について

付加奨励金は、質の高い訓練を実施した訓練校に支給するものであることを踏まえれば、支給対象の判定に関連就職を考慮すべきと考えられ、その適否を厚生労働省労働政策審議会人材開発分科会等で議論することも含めて検討すべきである。

3. 特定の分野への奨励金の効果について

介護・障害福祉分野の訓練コースの特例措置である特例奨励金については、初年度である令和5年度実績において、支給の有無と関連就職率への相関は認め難いことから、今後の関連就職率の実績も踏まえ、廃止を含め検討すべきである。

4. 就職した者の定着状況の把握等について

過去の厚生労働省の審議会報告でも指摘があるとおり、定着等の状況を把握して訓練及び就職支援の効果を分析すること並びにその結果を制度の在り方や運用に反映させることを目的として、全国のハローワークにおいて、定着状況の確認等を行うべきである。

反映の内容等

1. 付加奨励金の支給基準について

2. 訓練修了者の就職先について

付加奨励金の支給基準である就職率を見直すことや、支給対象の判定に訓練内容と就職先の関連性を考慮することは、より質の高い職業訓練及び就職支援を行う訓練校に対するインセンティブ付けとして有効であると考えられる一方で、支給基準等の見直しによる求職者及び訓練校への影響も踏まえる必要があるため、見直しの方向性について引き続き検討していくこととした。

3. 特定の分野への奨励金の効果について

介護・障害福祉分野の訓練コースに係る特例措置の延長期限が令和8年度末となっているところ、厚生労働省において、特例措置が特定分野への人材確保支援施策として有効に機能しているか、今後の関連就職率の実績等も踏まえて検証を行い、令和9年度の廃止も含め引き続き検討していくこととした。

4. 就職した者の定着状況の把握等について

厚生労働省において、認定職業訓練修了後の就職・定着状況の把握について、ハローワークの体制等を踏まえた具体的方策を検討していくこととした。

(17) 森林・林業担い手育成総合対策

(単位:百万円)

府省名	調査主体	令和7年度予算額	令和8年度予算案	増▲減額	反映額
農林水産省	本省と東北財務局の共同調査	4,740	4,611	▲129	▲66

事案の概要	○ 林業への就業と定着化及び労働安全の向上を図るため、新規就業者への体系的な研修（フォレストワーカー研修）や林業大学校で学ぶ就業前の青年への給付金給付、高校生の就業や女性活躍の促進、現場技能者のキャリアアップ等の取組を支援している。
	○ うち、「緑の雇用」担い手確保支援事業として、フォレストワーカー研修（以下「FW研修」という。）では、安全で効率的な知識・技術・技能を習得するため、新規就業者に対する3年間の研修実施を支援しているほか、トライアル雇用では、就業希望者が林業の作業実態や就労条件についての理解を深め、林業への適性を確認するために3か月の研修を支援している。

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

FW研修の林業経営体選定と改善について

- FW研修の受入れ先林業経営体の選定に当たっては、定着率を改善させるためにも適切な選定を行うべきであり、事業実施主体の内規等で緩和されている内容については、現状の研修生受入れ人数等を踏まえて、**募集前から9割以上の林業経営体が完全には該当し得ないような要件ではなく、林業従事者の確保の観点から定着率が高い林業経営体や低い林業経営体の特徴を分析し、定着率に係る有効性のある要件設定を検討すべきである。**
- また、「改善措置意見」に関しても、上記の見直しと合わせて定着率に係る**発出基準を見直す**とともに、改善措置意見の通知に対する各林業経営体からの改善方針については、現状任意となっている都道府県からの意見聴取を実効性のあるものに見直すなど、運用改善を図るべきである。運用改善に当たっては、事業実施主体任せにするのではなく、離職率の高い林業経営体の特徴、特に定着率の高い都道府県の実績や各林業経営体の改善措置に係る具体的な事例等を検証し、事業実施主体が林業経営体を適切に監督・指導できるよう指針を示すべきである。

反映の内容等

FW研修の林業経営体選定と改善について

- FW研修の受入れ先林業経営体の選定要件については、**国の実施要領と事業実施主体の内規との整合を図るとともに、定着率が低位な林業経営体について適切に除外する選定方法に見直すこととした**。また、安全で質の高い研修を確保し、研修生の定着率を高めるため、**研修を担う指導員の資格要件を厳格化するなどの要件設定を見直すこととした**。（反映額：▲66百万円）
- 「改善措置意見」については、上記の見直しと合わせて**発出基準を見直す**とともに、林業経営体が「改善措置計画」を策定する際には、第三者の意見である**企業診断を受けさせることを義務化**するなどの運用改善を図ることとした。
- 上記の実効性を高めるため、**国の指針として上記を具体化した内容を事業実施主体に対して通知等を行うこととした**。

(18) 漁業構造改革総合対策事業

(単位:百万円)

府省名	調査主体	令和7年度予算額	令和8年度予算案	増▲減額	反映額
農林水産省	本省と北海道財務局の共同調査	1,189	179	▲1,010	—

事業の概要	漁業者による収益性の高い新たな操業・生産体制への転換等を促進するため、多目的漁船の導入や大規模沖合養殖システムの導入等の収益性向上の実証（期間最長3年間）に取り組む場合に漁船減価償却費や修繕費等の用船料等相当額を助成（返還不要）に加えて、人件費や燃油代等の運転経費については、貸付け（全額返還）を実施している。
-------	---

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性	反映の内容等
<p>1. 実証事業のために導入した設備の遊休化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 実証期間中に導入した設備が遊休化している事例が確認されているため、実証中だけでなく、実証期間終了後であっても、基金管理団体及び水産庁は事業実施者の動向を把握し、フォローアップを適切に行うべきである。 ○ また、導入する設備については、収益性改善に直結する設備に限定するか、例外的に船内環境の改善等の間接的な設備を導入する場合であっても、船員の負荷が増加しないように、過去導入に失敗した機器を除外するなどして遊休化を防ぎ、効率的な予算の活用に努めるべきである。特に、漁法転換時の設備については、中央協議会等で足元の資源状況を踏まえ、計画内容及び導入する設備の妥当性を適切に審査を行うべきである。 <p>2. 収益性改善に向けた効果的な実証事業の組成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 海洋環境の変化や人手不足等の厳しい環境下においては、過去の実績を踏まえて有効な実証事業の方向性を示し案件の組成の際に考慮する必要があり、中央協議会等と連携し、水産庁として一定の指針を示すべきである。 ○ 過去の事業を踏まえて実証事業の成功につながる手法を整理し、実証事業のメニューやその要件を設定すべきである。 ○ なお、「複合化」のように実証期間内に成否の判断が難しい事業もあるため、実証期間終了後の動向も踏まえ、過去の事業について成果を検証し、単なる要件や選定の見直しだけではなく、漁業者主導でどのような実証事業を実施するのが良いか等の、今後の実証事業の在り方を検討すべきである。 	<p>1. 実証事業のために導入した設備の遊休化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 水産庁は、実証期間中に限らず実証期間終了後も適宜フォローアップを行い、事業実施者の動向を把握することとする。また、実証事業のために導入した設備等の使用を中止する場合には、実証期間終了後であっても報告させることとする。 ○ 水産庁は、遊休化が確認された設備等の一覧を作成・管理し、原因分析に努め、その結果を中央協議会へ還元することで、設備等の遊休化の再発を防ぐこととする。 <p>また、漁法転換時の設備については、中央協議会で、漁獲対象種の資源状況を踏まえ、計画内容及び導入の妥当性を審査することとする。</p> <p>2. 収益性改善に向けた効果的な実証事業の組成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 近年、気候変動等の影響による海洋生物の分布域の変化が特に深刻化していることや、過去の実証事業では、漁獲対象としていた魚種の不漁により、収益性の改善に失敗した事業が散見されることを踏まえ、単一の水産資源に頼らない漁獲対象種・漁法の複数化に集中して事業を実施するよう事業内容の見直しを行うこととし、令和7年度補正予算（第1号）に反映した。（補正予算への反映額:▲3,000百万円） ○ 水産庁は、適宜実証期間終了後のフォローアップを行うとともに、PDCAサイクルを回すことによって、より効果的、効率的な事業を採択できる事業の仕組みを構築することとする。

(19) 小麦・大豆の生産の実態

(単位:百万円)

府省名	調査主体	令和7年度予算額	令和8年度予算案	増▲減額	反映額
農林水産省	本省と福岡財務支局の共同調査	478,184	453,413	▲24,772	—
事案の概要	農林水産省は、水田耕作者を対象に麦・大豆等への転作を推進するための水田活用の直接支払交付金（以下「水活」という。）と、認定農業者を対象に麦・大豆といった作物の標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分を補填する畑作物の直接支払交付金（以下「ゲタ」という。）を長年実施している。				

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 水活の受給要件、交付単価の適切性

水活は、水田で麦・大豆等を作付けした場合に交付され、最低限の収量基準を満たすことのみを求めていたため、しっかりと生産を行い、収量を増やすインセンティブが働かないのではないか。生産性要件を設けるほか、適切な栽培管理がなされる交付単価に見直すべき。

2. 大豆生産の適正化（面積払・理由書の審査等の適正化）

- 大豆は、多くの生産者において収量が極めて低く、生産性向上のインセンティブとして数量払が機能していないため、面積払の交付単価を見直す等、抜本的な措置が取られるべき。
- 基準単収の1/2を下回る（理由書の提出及び審査が必要）にもかかわらず、①多くの者が面積払の交付を受けている、②誤認に基づく不適切な制度運用がなされている地域がある、③通常時から基準単収の1/2を下回っている者に対しても交付を行っているなど、理由書の審査が形骸化している。審査を適正化し、真に不可抗力と考えられる事案にのみ面積払が交付されるべき。また、通常から基準単収の1/2を下回る者には、面積払の交付を行わないこととする。
- 立入調査の結果、交付申請をしているにもかかわらず、作付けなし、雑草繁茂などの適切な栽培が行われていない事例については、悪質な申請者（虚偽申請）と考えられ、再発防止の厳格な措置が取られるべき。

3. 小麦生産の適正化（基準単収、数量払の適正化）

- 基準単収が、実態より低く、足元の単収を適切に反映していないため、捨て作り防止効果が弱い。基準単収について、足元のゲタ受給者の平均単収を適切に反映した水準に見直すべき。
- ゲタの数量払は、どんなに低い単収であっても、現行制度上、受給可能であるため、相当程度低い単収で数量払を受給している事例が存在する。補助金である以上、適切な栽培の実施を求めるべき。

反映の内容等

1. 水活の受給要件、交付単価の適切性

令和7年4月11日に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」のとおり、令和9年度以降、水田政策を根本的に見直し、現行の水活を作物ごとの生産性向上等への支援へと転換することとしている。

2. 大豆生産の適正化（面積払・理由書の審査等の適正化）

- 2年連続して基準単収の1/2未満となった低単収者に対しては改善指導を実施し、その翌年も改善措置がなされていない場合は、基準単収を下回る合理的な理由はないとして面積払を交付しないこととする。（ただし、自然災害または気候変動の影響によるものは除く。）
- 理由書の審査を実施している地域拠点等に対し、独自解釈に基づく運用を行わないことや、単年度ごとに理由書を基に面積払交付を判断すべき旨を改めて指導・徹底するとともに、今後は、地方農政局等が中心となり統一的な視点での審査を実施する体制に見直すこととする。また、理由書審査において、客観性（第三者の証明等）を基本とし、理由書に適切な書類が添付されている場合のみ面積払の交付を行うこととする。
- 適正な執行を確保するために実施する立入調査（業務点検調査）を5年で全ての協議会に対して実施することとし、その際の点検内容を強化することとする。

3. 小麦生産の適正化（基準単収、数量払の適正化）

- 市町村ごとに設定している基準単収について、地域の実態や影響を踏まえつつ捨て作り防止の観点で令和9年度から見直しを行うこととする。
- 適切な栽培の実施に向け、相当程度単収が低い場合には理由書を提出させ審査を行うべく、面積払の辞退は原則認めないこととする。

府省名	調査主体	令和7年度予算額	令和8年度予算案	増▲減額	反映額
経済産業省	本省調査	26,321の内数	26,606の内数	285の内数	—
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新輸出大国コンソーシアム事業は、独立行政法人日本貿易振興機構（以下「ジェトロ」という。）の国内事務所50拠点に、企業向けの海外展開相談窓口を設置の上、輸出実現に向けた個別課題に専門家が対応する「スポット支援」のほか、審査を経た事業者に対しては輸出戦略策定から事業計画の作成・実行まで一貫して3年程度専門家が伴走する「ハンズオン支援」を原則自己負担なしで提供するものである。 ○ 越境EC等利活用促進事業は、ジェトロが招待した海外バイヤー専用のカタログサイトである「Japan Street」、様々な海外ECサイトに設置する「JAPAN MALL」、Amazonと連携した日本商品特集ページ「JAPAN STORE」等への出品機会を原則自己負担なしで提供するものである。 				

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 支援対象事業者の輸出目標達成状況及び支援実施後の政策効果

- 事業者による継続的かつ主体的な輸出拡大に寄与しなければ、本事業の政策的効果は限定的と言える。支援済み事業者を含め、よりフォローアップに重点を置いた運用とすべきである。
- 支援を開始する際、事業者に対して適切かつ実現可能性のある輸出目標を設定させると共に、事業コストの特に大きいハンズオン支援等の採択に当たっては、支援終了後も見据えた計画策定に最大限努めさせる等、費用対効果を踏まえた運用改善が必要である。

2. メリハリある支援対象の選定

- 支援の採択に際しては、自助努力を要件化することや、支援開始から輸出成功までを複数の段階に分けた上で、事業者の取組状況等に応じて、2年目以降の支援を機動的に短縮する等、事業者の主体性を更に促す仕組みとし、メリハリをつけた公的支援を行うべきである。
- 越境EC等利活用促進事業については、過去にEC取引の成功実績が無い事業者を優先して採択するなど、真に支援の必要性が高い事業者に重点化すべきである。

3. 受益者負担の導入可能性

自己負担を伴わない国費によるサービス提供（支援）は、事業者の安いなサービス利用と過大な支援につながることに加え、輸出コンサルティング業等の市場発達を阻害する可能性もあるため、一定の自己負担を求めるべきである。

反映の内容等

1. 支援対象事業者の輸出目標達成状況及び支援実施後の政策効果

- 海外ビジネス専門家による伴走支援等を通じて、自走できるレベルに達した後も、新たに直面した課題について継続的に相談できる体制をとりフォローアップに重点を置いた運用とした。
- 新輸出大国コンソーシアム事業では、本事業に応募する際に海外展開に向けた事業計画書及び財務諸表の提出や、支援開始時に支援終了後も見据えた事業ロードマップを作成することを義務付け、費用対効果を適切に審査する運用とした。
- 越境EC出品販売支援では、参加企業に対して海外売上額やプロモーションについて目標を設定させる運用とした。

2. メリハリある支援対象の選定

- 事業計画書において、企業が精緻に自己分析し、強み・弱み、海外展開の理由や目標、志向する国等を記載させることで主体性を促す仕組みとした。
- 自力でのEC取引スキル・ノウハウ・成功実績は無いが、商品の価格設定・マーケティング等、一定程度のリテラシーを有することを条件とし、真に支援の必要性が高い事業者を採択するよう、申込時に適切に審査する運用とした。

3. 受益者負担の導入可能性

- 新輸出大国コンソーシアム事業では、海外出張同行支援の専門家経費の受益者負担の拡充等について検討することとした。
- 越境EC等利活用促進事業では、令和8年度よりJAPAN MALLの個別プロモーション費用の自己負担額を1/3から2/3とした。また、JAPAN STOREの個別プロモーション費用を全額自己負担とした。

府省名	調査主体	令和7年度予算額	令和8年度予算案	増▲減額	反映額
経済産業省	本省調査	— (参考) 令和6年度補正(第1号) 339,986の内数	—	—	—

事業の概要	本事業は、加工機械、生産管理システム、IoTロボットの導入など、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等に要する経費の一部を補助し、生産性向上を通じて持続的な賃上げを推進することを目的としている。
-------	---

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性	反映の内容等
<p>1. 補助要件の達成状況について</p> <p>補助金受給者のうち3割以上が給与支給総額の増加要件を達成していなかったことを踏まえ、要件未達成の要因について適切な把握・分析を行い、補助金審査の改善に活用すべきである。</p> <p>2. 賃上げの内容について</p> <p>(1) 給与支給総額の状況 給与支給総額の増加要件 (+1.5%以上/年) に対して、調査対象事業者の給与支給総額の平均増加率は+6.4%/年であり、設定する増加率の水準について適切な水準に見直すべきである。</p> <p>(2) 一人当たりの給与支給額の状況 給与支給水準を改善しなかったとしても、従業員数を増加させることで給与支給総額の増加要件の達成が可能となるため、個々の従業員の賃上げに確実につなげる観点から、一人当たりの給与支給額の増加率によることを要件の原則とすることなどにより、個々の従業員の賃上げが担保される制度設計に改めるべきである。</p> <p>(3) 給与支給総額の内訳 給与支給総額の内訳を把握することができた事業者が限定的であったことを踏まえ、給与支給総額の内訳についての報告を徹底させるなど、報告内容を充実せねばならないことや、役員報酬及び従業員給与等のそれぞれの増加率を個別に評価することなどを検討すべきである。</p>	<p>1. 補助要件の達成状況について</p> <p>令和7年度分の政策効果検証において、政策効果の最大化を目的として、過去の採択事業の状況等を分析し、現行の採択基準の妥当性の検証や代替基準の検討に取り組んでいる。</p> <p>2. 賃上げの内容について</p> <p>(1) 給与支給総額の状況 賃上げに取り組む事業者を支援する観点から、今後、賃上げ要件について、3.5% (日本銀行が定める「物価安定の目標」+1.5%) という物価上昇率を上回る水準に変更を予定している。</p> <p>(2) 一人当たりの給与支給額の状況 賃上げ要件について、給与支給総額又は一人当たりの給与支給額のいずれかを選択できていたところ、今後、一人当たりの給与支給額のみを要件とするよう変更を予定している。</p> <p>(3) 給与支給総額の内訳 個々の従業員の賃上げ状況把握のため、令和6年度補正分より、給与支給総額の内訳を報告せることとしている。具体的には役員報酬と従業員給与に分け、従業員給与はさらに給料・賃金と賞与に分けるほか、従業員数・役員数も報告させている。</p> <p>※本事業は令和8年度予算案には計上されていない。(上記「令和7年度予算額」欄の(参考)予算額は、本事業における直近の予算計上額を記載している。)</p>

(22) 道路メンテナンス事業補助制度

(単位:百万円)

府省名	調査主体	令和7年度予算額	令和8年度予算案	増▲減額	反映額
国土交通省	本省調査	691,556の内数	707,984の内数	16,428の内数	—

事案の概要	今後のインフラ整備では、維持管理・更新費用の増大が見込まれる中、損傷が軽微な段階で補修を行うことで施設を長寿命化させる「予防保全」の推進や、集約・撤去、新技術等の活用促進など、効率化を図る取組の重要度は増している。国の予算事業においては、直轄事業のほか、地方公共団体（以下「自治体」という。）に対しては、令和2年度から個別補助制度として「道路メンテナンス事業補助制度」を創設し、重点的に支援を行っている。
-------	--

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 自治体の橋梁の維持管理・更新について

- 早期・緊急に修繕等の措置をすべき橋梁を管理しているのにもかかわらず、維持修繕よりも新設改築の予算の方が多くの自治体に関しては、橋梁の修繕等の措置着手を促すような措置を検討すべきである。
- 自治体が橋梁の集約撤去の検討を進めるため、国土交通省において、効果検討のガイドラインの策定等のPR、地方整備局を通じたサポートの充実など、更なる対応を検討し、取り組むべきである。

2. 跨線橋と跨道橋の点検等メンテナンスについて

- 平成20年12月の国土交通省と鉄道事業者との申合せにおいては、鉄道事業者から事業実施主体（道路管理者）に対し、跨線橋の点検費用の内訳等の資料共有及び説明を行うことを求めている。上記の申合せの内容が必ずしも十分に徹底されているとは言い難いため、確実に実施されるよう実効性の高い対策を講じるべきである。
- 跨線橋の要修繕箇所の修繕措置完了率が低位にとどまる理由として、鉄道事業者との協議に時間を要していることが挙げられていることから、協議に時間を要している要因を分析し、その解消がなされるよう対策を講じるべきである。

3. 新技術の導入推進について

- 新技術情報提供システム（NETIS）、点検支援技術性能能力タログ、データベース（地方公共団体における新技術活用事例）（以下「検討ツール」という。）に関して、「認知度が低い・効果が分かりにくい」と回答する自治体が多く見受けられた。また、検討ツールを活用できていない理由については、「それぞれの役割が分かりにくい」といった回答が多く聞かれたため、その点は改善すべきである。

反映の内容等

1. 自治体の橋梁の維持管理・更新について

- 自治体の橋梁修繕等の措置着手を促すため、長寿命化修繕計画（橋梁）が未公表の自治体の新設・改築事業については、令和8年度以後、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金の重点配分の対象外とする。
- 自治体の集約撤去の検討を促すため、集約撤去のガイドラインを策定する。また、各都道府県に設置された道路メンテナンス会議等において、自治体へガイドラインの周知や地方整備局等を通じた技術的な相談対応を行う。

2. 跨線橋と跨道橋の点検等メンテナンスについて

- 跨線橋の点検費用などの透明性を確保するため、平成20年12月の国土交通省と鉄道事業者との申合せについて、令和7年7月に申合せを再徹底するよう地方整備局や地方運輸局等に通知文書を発出し、事業実施主体（道路管理者）及び鉄道事業者に周知した。
- 工事に係る鉄道事業者と事業実施主体（道路管理者）との協議に時間を要している要因等の意見交換等を実施しており、今後、議論の結果を踏まえ対策の検討を行う。

3. 新技術の導入推進について

- 点検支援技術性能能力タログについて、認知度の向上と理解促進のために「概要版（令和7年6月初版）」を作成して公表した。また、知りたい情報を容易に閲覧などできるよう検索サイトを現在構築しているところである。

(23) 自動運転社会実装推進事業

(単位:百万円)

府省名	調査主体	令和7年度予算額	令和8年度予算案	増▲減額	反映額
国土交通省	本省と近畿財務局の共同調査	20,905の内数	20,560の内数	▲345の内数	—

事業の概要	人手不足や交通事故の削減等、地域公共交通が抱える課題に対する解決手段として期待される自動運転について、自動運転移動サービスの社会実装・事業化を後押しするため、自動運転を社会実装するまでの初期費用を国土交通省が自治体等に対して補助するものである。
-------	--

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性	反映の内容等
<p>1. 実証実績について</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会実装に向けて低調な取組や、取組に深化が見られないような事業への対応として、実績評価の仕組みを導入すべきである。事業者である自治体等においては、自動運転レベル4（特定の条件化における完全自動運転）実装に至るまでのマイルストーンを設定した計画（以下「自動運転レベル4実装計画」という。）を策定し、事後に自治体等のみならず国においても達成状況を評価し、結果を公表すべきである。あわせて、本事業の趣旨に沿った実証を行う事業者を支援することを可能とするため、本取組を補助金採択時においても活用すべきである。 持続可能性を踏まえた計画策定が補助金採択の要件となっていることを踏まえると、有人路線を置き換えたり、置き換えなくとも新たなルートを設定するといった社会実装に向けた実証ルートとなっているかどうかも含めて補助金採択時の要件とすべきである。 <p>2. 事業費について</p> <ul style="list-style-type: none"> 現状では自動運転バスの車両費は非常に高額となっており、自動運転によって削減可能な労務費を踏まえても採算性に乏しく、費用低減に向けた取組を推進していく必要がある。 社会実装後の運営については、国費に頼ることなく、運行収入や独自の資金確保によって維持すべきである。国としても採算面の課題について対応していく必要があり、地域交通を維持するために、独自の資金確保努力を支援していくことも考えられる。 	<p>1. 実証実績について</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和7年度の事業実績報告書について、自治体等が技術面、経営面における計画の達成状況の自己評価を記載する様式に変更した。さらに、国土交通省において、自治体等の自己評価を再評価し、令和8年度事業における自治体等選考に活用することとしている。 自治体等に、事業の取組結果に一定の責任を担ってもらうため、自治体等において自動運転レベル4実装計画を公表し、令和8年度以降自動運転レベル4実装計画が未達成の場合に、補助金の一部返還を求める仕組みを導入することとしている。 これまででは自動運転の技術レベルに応じた実証ルートを認めていたところ、自動運転の技術レベルの向上を踏まえ、令和8年度以降は地域公共交通の確保・維持・改善に資する既存の有人路線の自動運転への置き換えを基本的な要件とすることとしている。 <p>2. 事業費について</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動運転車両の価格低減が課題であることから、令和8年度以降は将来的に量産化による価格低減につながる汎用性の高い車両に対して重点的に支援することとしている。 持続可能な事業とするため、令和8年度以降、1人が複数台の車両を遠隔監視する運行形態（1対N）など、運転手不足の課題解決に効果的で、事業性の向上に資する取組への支援に重点化することとしている。 これらの取組に加え、令和7年度以降、採算面についても、自治体等の先駆的・優良事例を、成果報告会で横展開していく。

(24) 特定都市河川浸水被害対策推進事業

(単位:百万円)

府省名	調査主体	令和7年度予算額	令和8年度予算案	増▲減額	反映額
国土交通省	本省調査	4,794の内数	4,920の内数	125の内数	—

事業の概要	国土交通省は、「流域治水」の取組促進のため、特定都市河川の指定後に策定が必要となる流域水害対策計画（以下「水害対策計画」という。）の策定支援などの補助を行うとともに、地方整備局本局において相談窓口を設置し、周知を図っているが、特定都市河川浸水被害対策法改正から4年が経過する中、主要なソフト施策である貯留機能保全区域の指定については全国で1水系3件のみと極めて低調となっている。
-------	---

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 水害対策計画策定の進捗状況について
 2. 貯留機能保全区域等の指定及び水害対策計画の実施状況について
- 水害対策計画は、特定都市河川の指定後に速やかに策定する必要があるが、**現状では過半数にも至らず、さらに貯留機能保全区域等の指定（以下「区域指定」という。）は極めて低調で大宗が検討すら未着手であることは極めて問題であり、特に河川管理者等（地方整備局、都道府県など）は、その責務を十分に認識すべきである。**
 - 具体的には、水害対策計画の策定や区域指定等に係る地権者等の合意形成等において、河川管理者等が地域の事情に精通する基礎自治体（市区町村）の積極的な関与を強く促すなど、流域のあらゆる構成員が十分に役割を果たせるような**「実効性のある態勢」を構築する必要**がある。
 - 事業全体の進捗については、特定都市河川の指定時に計画策定に係る工程やスケジュール等を公表することにより、比較可能な形で**「見える化」**するとともに、**定量的な指標を用いたフォローアップ等も行うべき**である。
 - あわせて、水害対策計画策定に係る課題解決のための支援メニュー等が浸透していない実態を踏まえ、地方整備局本局だけでなく、より**地域に近い河川事務所にも相談できる体制を構築し、早急に支援メニュー等の再周知や改善を図るべき**である。
3. 防災指針の策定状況及び水害対策計画・防災指針策定に当たっての河川部局・都市部局の連携について
- 防災・減災の取組方針等の検討では、河川部局のほか、都市部局等の参画による実効性のある連携が確実に図られるよう、国土交通省担当部局連名による**事務連絡等により周知すべき**である。

反映の内容等

- 国土交通省では、水管理・国土保全局と都市局の連名で、地方整備局、都道府県、基礎自治体に対し、**水害対策計画等の取組の強化に向けた留意事項等をとりまとめた事務連絡を令和7年10月に発出し**、水害対策計画策定主体である河川管理者、都道府県、市町村及び下水道管理者は、
 - ① 当該計画策定の予定時期を関係者間で合意した上で**特定都市河川の指定時に公表すること**
 - ② 当該計画を円滑に実施する上で支障のない範囲で、可能な限り定量的な指標を定めた上で進捗状況を公表し、**流域水害対策協議会の場でフォローアップすること**
 - ③ 区域指定に関する検討や合意形成に当たり、河川管理者等は基礎自治体に対し技術的助言等や連携に向けた働きかけを行い、河川管理者、指定権者（都道府県など）、基礎自治体は相互に緊密な連携を図ること
 - ④ 当該計画や立地適正化計画の策定に当たり、河川部局と都市部局が相互に連携を図り、水害対策計画・防災指針等の整合を図ること等を要請した。さらに、全国の特定都市河川に指定された流域の関係者を対象とした**実務担当者会議を開催し、流域関係者間の連携事例の発表等を通じ、良好事例の水平展開を図った。**
- 全国の河川事務所等に設置されている流域治水課を核とし、流域治水協議会等の場を活用しつつ基礎自治体等への技術的助言をするなど、支援や連携を強化するとともに、令和8年度に拡充予定の貯留機能保全区域に関する支援内容も含め**支援メニューの周知を行い、区域指定を促進させる**。
- 特定都市河川における水害対策計画策定に係る工程等について、比較可能な形で**「見える化」**を図るため、国土交通省ウェブサイト内の**「特定都市河川ポータルサイト」**を令和8年度から順次充実させていく予定である。

府省名	調査主体	令和7年度予算額	令和8年度予算案	増▲減額	反映額
国土交通省	本省調査	111	87	▲25	▲25

事業の概要 離島地域は、本土からの隔絶性や四方を海等に囲まれた地理的条件により、人の移動や物流に制約があり、島民の生活や地域産業に様々な影響が生じ、人口減少が長期にわたって継続し、高齢化も全国に先駆けて急速に進行している状況である。離島振興事業の1メニューであるスマートアイランド推進実証調査は、ICT等の新技術等を導入し、各離島地域が抱える課題の解決を図るために、離島を有する市町村と新技術等を有する民間企業・団体等が共同で実施する取組を公募し、現地実装に必要な実証調査を行うものである。本実証調査は、スマートアイランド推進カタログ（以下「カタログ」という。）を通じて、調査で得られた成果や知見を全国に普及・展開させることで、新技術・デジタル技術の離島地域への実装・横展開を推進することを目的としたものである。令和6年度から、マッチング等のためのスマートアイランド推進プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）を設立するとともに、伴走支援のためのアドバイザー派遣を開始している。

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. スマートアイランド推進実証調査の実施市町村について

- 離島自治体に共通する課題を踏まえた制度設計とし、適切な周知・広報を行うとともに、予算額についても不断の見直しを図るべきである。

2. スマートアイランド推進実証調査の成果の実装について

- 実証調査を行った事業の実装が図られるよう、採択要件や実証調査後のフォローアップについても検討すべきである。
- 優良事例については、事業所管省庁とも連携し、他の補助金の活用や必要な制度改正等を通じて、実証調査で得られた成果の実装を目指すべきである。

3. スマートアイランド推進実証調査の横展開について

- 他の離島自治体でも活用できるよう、単なるカタログの公表にとどまらず、カタログ内容の具体化、マッチング・伴走支援の取組を更に進めるべきである。
- 他の離島自治体でもニーズがある内容に重点化し、技術の標準化にも配慮しながら、実証調査を実施すべきである。

反映の内容等

1. スマートアイランド推進実証調査の実施市町村について

- 国土交通省において、令和6年度に創設したプラットフォームによるホームページの公表や、各種イベント等の機会を活用した更なる周知・広報を行うとともに、令和8年度から、実証調査の対象分野を離島自治体が特に取り組むべき、交通、医療・介護、行政・住民サービス等に重点化することとする。（反映額:▲25百万円）

2. スマートアイランド推進実証調査の成果の実装について

- 実証調査においては、令和8年度から、対象分野の重点化を図るとともに、導入技術の実装可能性や他の離島への展開可能性が高いものを採択することとする。また、令和8年度から、実装に向けたロードマップの策定を採択要件とするとともに、実証調査後のフォローアップを行う。
- 実証調査における優良事例やその成果については、関係省庁が参画するプラットフォームを通じて、情報共有及び横展開を図る。

3. スマートアイランド推進実証調査の横展開について

- プラットフォームにおいては、引き続き、離島自治体におけるカタログの内容の具体化に取り組むとともに、令和8年度から、離島自治体と民間企業とのニーズ・シーズのマッチングに係る伴走支援を強化する。
- 実証調査においては、令和8年度から、対象分野の重点化を図るとともに、横展開を見据えた技術の標準化にも配慮することとする。

(26) 国際クルーズ旅客受入機能高度化施設整備事業等

(単位:百万円)

府省名	調査主体	令和7年度予算額	令和8年度予算案	増▲減額	反映額
国土交通省	本省調査	10,766の内数	9,474の内数	▲1,292の内数	—

事業の概要	国際クルーズ旅客受入機能高度化施設整備事業等では、クルーズ船の更なる寄港促進のため、屋根付き通路等の設置をはじめとしたクルーズ旅客の移動等の円滑化に要する経費や、待合設備や空調設備、トイレ等のクルーズ旅客が利用する旅客上屋等の受入環境改善に要する経費、照明設備等のクルーズ旅客の安全性の向上に要する経費等、受入環境改善を行うこととしている。
-------	--

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性	反映の内容等
<p>1. 対象事業のしかるべき選定について</p> <p>本事業の申請がなされた各案件を比較検討し、より優れた案件を採択することができるよう、国土交通省は比較検討可能な定量的な審査基準の導入を検討すべきである。</p> <p>その前提として、申請に際しては、現在の募集要領においても提出が求められているKPIを示す指標等、定量的な目標を確実に提出させるべきである。</p> <p>2. 事業成果等を踏まえた改善について</p> <p>本事業により補助を行った後に、当該補助によりどのような成果・効果が生まれたのか、又はどのような課題が残されたのかをしかるべき把握を行った上で、補助後一定期間の間、補助対象者が申請時に提出した定量的な目標の達成状況の報告を受ける等、しかるべき事業のフォローアップを行うことができるスキームの構築を検討すべきである。</p>	<p>1. 対象事業のしかるべき選定について</p> <p>国際クルーズ旅客受入機能高度化施設整備事業の申請に際しては、事前にKPI（定量的な目標）を設定した上で、KPIを達成するために障害となるボトルネックを明確化させることとした。</p> <p>また、同事業の採択に当たっては、定量的な審査基準の導入を検討するとともに、明確化されたボトルネックを踏まえ、同事業が課題解決に資するか判断した上で採択することとした。</p> <p>2. 事業成果等を踏まえた改善について</p> <p>補助期間終了後、事前に設定したKPIがどの程度達成されたのか、その他効果状況、あるいは改善点などのフォローアップを行うこととした。</p> <p>なお、本事業のうち、国際クルーズ旅客受入機能高度化事業については、令和7年度で予算措置を終了することとした。</p>

府省名	調査主体	令和7年度予算額	令和8年度予算案	増▲減額	反映額
環境省	本省と中国財務局の共同調査	100	100	—	—

事案の概要	我が国の生物多様性に重大な影響を及ぼす特定外来生物については、令和4年5月に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」が改正され、生態系等に係る被害の防止、分布拡大の抑制・根絶及び生態系の回復に向けて、都道府県は我が国に定着した特定外来生物の被害の発生状況に応じ被害防止措置を講ずること、市町村は都道府県の施策に準じてそれに努めることとなった。国は地方公共団体が取り組む事業や活動の推進に必要な措置を講ずることとなり、交付金により支援を行っている。
-------	--

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 都道府県と市町村の連携について

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に従つて、**都道府県と市町村が連携して事業に取り組めるように**、環境省は適切に助言等を行うとともに、**両者の連携方法等のより一層の具体化**を求めるこを検討すべき。

2. 事業効果の適切な評価について

効率的・効果的な事業の実施に向けて、**KPI・防除目標の策定及び事業終了後の評価が適切に実施されている地方公共団体がより優先的に交付されるように交付要領や審査基準等の見直し**を検討すべき。

3. 防除単価の把握・適正性について

予算の効率的な活用の観点から、特定外来生物の対象種ごとの防除効果や防除単価が適切に把握できるように、環境省は、成果指標の例示を行いつつ、実績報告書にて報告を求めるなど、**比較可能な形で防除実績の把握**に努めるべき。

その上で、適切な指標を活用した効果検証により、**防除の効果を上げているモデル事例を収集・周知することで予算執行の効率化**を促すべき。

また、**効率的な防除を行ラインセンティブが働くよう**、防除単価が一定の金額を超える場合は、地方公共団体による予算の効率化に係る取組を勘案することや交付申請額から減額調整することなど、**交付金額の審査方法や算定方法の工夫**を検討すべき。

反映の内容等

1. 都道府県と市町村の連携について

都道府県、市町村間で切れ目のない防除を実施するために、**都道府県が市町村ごとの特定外来生物等の生息状況及び被害状況に応じ、適切に被害防止措置を取りまとめて実施すること**を国から積極的に促すこととした。

2. 事業効果の適切な評価について

現在は審査基準において、「成果指標の妥当性」の項目を設けており、客観的・定量的なアウトプット及びアウトカム指標の設定、PDCAサイクルによる事業内容の改善に関する項目がある。今後は**KPI・防除目標の策定及び事業終了後の評価が適切に実施されている地方公共団体に対して交付金が優先的に交付されるよう、審査配点を引き上げるなど、審査基準等の見直し**を検討することとした。

3. 防除単価の把握・適正性について

防除単価については、防除のフェーズや地域の特性等により一定の乖離が発生するものの、**費用を抑制するための工夫を行っている地方公共団体を優先的に採択できるよう、審査基準等の見直し**を検討することとした。

また、効率的・効果的な防除を実施している優良事例の横展開を目的とした説明会や環境省ホームページへの掲載を実施することとした。

(28) 民間船舶の運航・管理事業（PFI船舶）経費

(単位:百万円)

府省名	調査主体	令和7年度予算額	令和8年度予算案	増▲減額	反映額
防衛省	本省調査	3,691	4,055	364	—

事業の概要	島嶼侵攻対処や災害発生時には自衛隊艦船の輸送力だけでは不足する事態も想定されることから、民間海上輸送力を効果的かつ効率的に活用し、大規模な人員・装備品等の輸送を可能とする機動展開能力を強化するため、民間事業者による船舶（以下「PFI船舶」という。）の調達・維持管理・運航等を一元的に行う事業である。（本調査は、令和5年度予算執行調査のフォローアップ調査として実施。）
-------	---

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. PFI船舶（大型旅客船）の稼働状況

民間収益事業も含め、**PFI船舶の稼働率を向上させることは、財政資金の効率的利用の観点のみならず、船員の技能の維持・向上の観点からも重要であること**から、大型旅客船事業では、防衛所要に支障が生じない範囲で**着実に民間収益事業の実績を重ねていくべき**である。そのため、

- ・ 契約事業者との継続的な対話を通じて**民間収益事業参画の目標（見通し）を共有し**、
- ・ **毎年の結果をフォローアップ**する中で、運用ルールの改善を継続的に行う

など、稼働率の向上に向けたPDCAサイクルを確立すべきである。

2. 民間収益事業の活用可能性（船種別）

3. 民間収益事業に取り組むインセンティブ

貨物船については、旅客船に比べてスケジュールの柔軟性が高く、**自衛隊の利用に供しない期間に柔軟に民間収益事業に活用しやすい**。

防衛所要に支障が生じない範囲で、財政資金の効率的利用の観点から、事業者が見込み得る民間収益事業に極力取り組んでいくことが重要である。そのため、防衛省は、貨物船の契約手続に当たって、既存の大型旅客船の契約条件にとらわれることなく、

- ・ 貨物船の特性を考慮した**柔軟な運用ルールの設定**（72時間ルールの緩和など）や、
- ・ **民間収益事業のインセンティブを高めるための入札方式の在り方**（事後回収型、事前回収型、ハイブリッド型）

について、今回の調査結果や事業者の意見等も十分に踏まえて検討し、最適なルール、入札方式を設定すべきである。

反映の内容等

1. PFI船舶（大型旅客船）の稼働状況

防衛省は、民間収益事業を中心に稼働率を向上させるため、毎年度2月に当該年度の民間収益事業実績を踏まえ、次年度の**参画目標（見通し）の設定について、防衛省及び事業者でフォローアップ検討会を実施**することとした（令和7年度（令和8年2月）から実施予定）。

防衛所要に支障を生じない範囲で、イベント事業実施の可能性を検討し、令和7年度に見込まれる件数以上の参画を目指すこととした。

2. 民間収益事業の活用可能性（船種別）

3. 民間収益事業に取り組むインセンティブ

防衛省は、事業者意見も踏まえた運用ルールの見直し及び民間収益事業に取り組むインセンティブを高めるための入札方式の在り方について検討した結果、貨物船選定事業では以下を実施することとした。

- ・ 防衛所要を踏まえ、72時間以内の出港でなくともよい一部の船舶については、防衛所要に支障を生じない範囲での**民間収益事業に取り組めるよう運用ルールの見直し**（72時間ルールの緩和）を図る。
- ・ 最低限見込まれる民間収益を入札価格から控除し、かつ、一定以上の収益が上がった場合にその一部を国庫納付する**ハイブリッド型の入札方式を採用し、事業者が、民間収益事業に取り組むインセンティブを高める**。

（※）反映額については、事業開始される令和8年度以降、予算縮減効果が発現される見込み。

(29) 企業にインセンティブを与える契約制度

(単位:百万円)

府省名	調査主体	令和7年度予算額	令和8年度予算案	増▲減額	反映額
防衛省	本省調査	8,718,217の内数	8,812,327の内数	94,110の内数	—
事案の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防衛省が調達する防衛装備品は、「原価計算方式」により予定価格が算定されているものが多い。価格の構成要素となる原価等の適正性は、防衛省と契約先企業との間に存在する「情報の非対称性」に由来して、その検証の困難性が指摘されていることから、企業側の費用低減意欲を促すことが重要である。 ○ このため、防衛装備庁では、①報奨の額、②インセンティブ契約制度、③作業効率化促進制度、④共同履行管理型インセンティブ契約制度を導入しており、費用低減意欲を促す上で効果的・効率的な仕組みの構築と運用を図っているところである。 				

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 報奨の額

- 企業ヒアリングの結果、多くの企業が制度の存在自体を把握していなかったことから、認知状況が著しく悪く、本制度が契機となった費用低減とは言えない加算実態がある。

2. インセンティブ契約制度

- 企業ヒアリングの結果、適用要件など制度の基本的な理解が企業に浸透していない可能性がある。

3. 作業効率化促進制度

- 作業ロス改善の具体的な手法が示されない等、企業の作業効率化に結びつかない運用となっている可能性があるほか、適用に消極的な企業が多く見られた。

4. 共同履行管理型インセンティブ契約制度

- 試行中ではあるが、現時点において一定の費用低減効果が認められることから、現状における効果を詳細に分析し、より適切な履行管理の方法や、対象となる範囲等を見直した上で、試行の総括に向けた具体的な工程を確立すべき。

反映の内容等

1. 報奨の額

- 本制度が契機となった費用低減が活発であったとは言い難く、理由のつかない加算の仕組みを改めるべきという指摘を踏まえ、**令和7年度中の制度の廃止**を検討する。

2. インセンティブ契約制度

- 両制度とも、企業にインセンティブを与えて効率化を促す制度として内容が類似している一方で、細かな相違や複数の方式が併存していることが難解さにつながり、未だに企業に基本的な理解が浸透していないことを踏まえ、令和7年度中に**両制度を改正し、一元化・簡素化**する方向で検討する。

3. 作業効率化促進制度

- 併せて、制度が複雑で手続負担が大きいために制度適用に消極的な企業が多いという課題を踏まえ、適用手続の簡素化等の検討を行う。この際、希望する企業に対しては、現行の作業効率化促進制度の長所を引き継ぎ、発展させる形で、作業ロス改善に限らず、生産活動実態に応じて、**生産性向上活動全般に係る費用低減活動**に対して知見を提供できるよう検討する。

- 加えて、制度への理解を広げ、その積極的な活用を促すため、制度改正後は、企業及び契約担当官等に対し、**新たな制度内容を継続的に周知**するとともに、**具体的な取組例を整理してHP等で事例紹介**を行う。

4. 共同履行管理型インセンティブ契約制度

- **適用する契約対象の範囲を見直す**とともに、**官民双方の事務の効率性にも配慮した管理方法**となるよう検討を行う。
- 現状、試行的運用の実績が十分に蓄積されていないため、検証可能となる段階（令和9～10年度）で総合的な評価を行う。

(30) SNSの運用に係る経費

(単位:百万円)

府省名	調査主体	令和7年度予算額	令和8年度予算案	増▲減額	反映額
各府省	本省と東海財務局の共同調査	— (参考) 令和6年度(調査対象実績額) : 1,043	—	—	—

事案の概要	各官署（各省庁及びその出先機関）は、施策周知の広報等のためにSNSを運用している。SNSの運用に当たっては、広告費用、有料プランへの加入費用に加え、広告運用や効果分析等に関する外部委託契約費用を支出している。
-------	--

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性	反映の内容等
<p>1. SNSアカウントの保有状況等について</p> <p>SNSアカウントの運用に当たっては、なりすまし等、管理上のリスクが存在し、不測の費用が発生するおそれがある。そのため、公開しているアカウントについては、政府方針に従い、なりすまし対策として可能な限りSNS提供事業者が発行する認証アカウントを取得するなど、適切に管理する必要がある。</p>	<p>1. SNSアカウントの保有状況等について</p> <p>以下の取組等を通じて、認証アカウントの取得促進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 省内関係者に認証アカウントに関する周知を行うとともに、認証アカウント未取得のアカウントを管理する課室等に対して注意喚起を行う。 ○ 認証アカウントの取得状況及び未取得理由を把握する仕組みを設ける。
<p>2. SNSの運用状況等について</p> <p>SNSアカウントの運用目的を内部規定等で定め、組織的な広報活動を行うべきである。また、内部規定等に照らして運用効果を定期的に検証し、運用方法等の見直しや改善を検討するべきである。</p> <p>SNS広告出稿費用などSNS運用に係る経費を支出している官署については、予算執行の効率化を図る観点からも運用目的に係る内部規定等の整備に加え、KPI等の数値目標を策定した上で、定期的に運用状況や費用対効果を検証し、運用改善を図るべきである。</p>	<p>2. SNSの運用状況等について</p> <p>内部規定等の作成・整備に関し、以下の取組等を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 組織内の複数のSNS運用担当部局が共通で使用できる内部規定を作成し、関係課に共有する。 ○ SNSによる効果的・効率的な情報発信手法等を記載したガイドラインを整備する。 <p>経費を支出している官署については、投稿の閲覧数等に関する数値目標を定め、定期的な効果測定を行うことでより効果的・効率的な予算執行となるよう運用改善を図る。</p>

令和7年度予算執行調査の令和8年度予算案への反映額一覧

(単位:百万円)

No.	府省名	調査事業名	フォローアップ調査 (注1)	調査主体 (注2)	取りまとめ 財務局	特別会計 (注3)	反映額 (注4)
1	内閣府	災害救助費等負担金（仮設住宅の早期供与等）		本省			—
2	内閣府	沖縄科学技術大学院大学学園関連経費	令和元年度	共同	関東		▲ 515
3	内閣府	産後ケア事業		本省			—
4	総務省	女性消防吏員の更なる活躍推進		本省			—
5	法務省	医療専門施設等の整備の適正化		本省			▲ 34
6	デジタル庁 外務省	情報システムの効果検証（外務省情報システム）		本省			—
7	外務省	無償資金協力（うち政府間で交換公文を締結するもの）		本省			—
8	財務省	酒類業振興支援事業費補助金		共同	東海		▲ 50
9	文部科学省	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（建造物・史跡）		共同	近畿		—
10	文部科学省	私立大学等経常費補助金（定員割れ私立大学の経営改善の取組等）		本省			—
11	文部科学省	博士課程学生への経済的支援（次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING））		本省			—
12	文部科学省	競技力向上事業		本省			—
13	厚生労働省	小児・AYA世代のがん患者等の妊娠性温存療法研究促進事業		本省			—
14	厚生労働省	障害福祉サービス等		共同	関東		—
15	厚生労働省	国民健康保険組合療養給付費補助金等		共同	四国		—
16	厚生労働省	認定職業訓練実施奨励金		本省		※	—
17	農林水産省	森林・林業担い手育成総合対策		共同	東北		▲ 66
18	農林水産省	漁業構造改革総合対策事業		共同	北海道		—
19	農林水産省	小麦・大豆の生産の実態		共同	福岡		—
20	経済産業省	独立行政法人日本貿易振興機構による新輸出大国コンソーシアム事業及び越境EC等利活用促進事業		本省			—
21	経済産業省	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金		本省			—
22	国土交通省	道路メンテナンス事業補助制度		本省			—
23	国土交通省	自動運転社会実装推進事業		共同	近畿		—
24	国土交通省	特定都市河川浸水被害対策推進事業		本省			—
25	国土交通省	離島振興事業		本省			▲ 25
26	国土交通省	国際クルーズ旅客受入機能高度化施設整備事業等		本省			—
27	環境省	特定外来生物防除等対策事業		共同	中国		—
28	防衛省	民間船舶の運航・管理事業（PFI船舶）経費	令和5年度	本省			—
29	防衛省	企業にインセンティブを与える契約制度		本省			—
30	各府省	SNSの運用に係る経費		共同	東海		—
合計							▲ 689

(注1) 「フォローアップ調査」：前回調査の指摘事項の改善状況等を確認する調査。前回調査実施年度を掲載。

(注2) 「本省」：本省調査（財務省主計局の予算担当職員が実施する調査）

「共同」：共同調査（財務省主計局の予算担当職員と財務局職員が共同で実施する調査）

(注3) ※は「労働保険特別会計」である。

(注4) 反映額は、令和8年度当初予算案への反映額を記載している。

(注5) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、「合計」において一致しない。

(注6) 計数は、精査の結果、異同を生じる場合がある。

【参考】過年度に実施した予算執行調査の令和8年度予算案への反映額一覧

(単位:百万円)

No.	府 省 名	調査事案名	調査年度	反映額
1	法務省	法務局地図作成事業	令和6年度	▲ 364
2	法務省	外国人受入環境整備交付金	令和6年度	▲ 74
3	財務省	取締機器整備経費(無人航空機・スマートグラス)	令和6年度	▲ 58
4	財務省	確定申告期における申告相談会場の設営及び会場運営に係る経費	令和5年度	▲ 51
5	内閣府	内閣・内閣府庁舎における民間ビル使用状況	令和2年度	▲ 13
6	財務省	輸出入貨物分析機器整備経費	令和元年度	▲ 2
合 計				▲ 562

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、「合計」において一致しない。

(注2) 計数は、精査の結果、異同を生じる場合がある。